

平成26年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成26年11月10日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	10番	藤枝	浩	君
	1番	菅井	信	君
	2番	畑岡	洋二	君
	3番	橋本	良一	君
	4番	小磯	節子	君
	5番	飯田	正憲	君
	6番	石田	安夫	君
	7番	鹿志村	清一	君
	8番	蛭澤	幸一	君
	9番	野口	圓	君
	11番	鈴木	裕士	君
	12番	鈴木	貞夫	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	17番	横倉	きん	君
	18番	町田	征久	君
	19番	大貫	千尋	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口	伸樹	君
副市	長	久須美	忍	君
教	育	今泉	寛	君
市長	公室	橋本	正男	君
総務	部長	塩畑	正志	君
市民	生活	山田	千宏	君
福祉	部長	櫻井	史晃	君
保健	衛生	安見	和行	君
産業	経済	山中	賢一	君
都市	建設	竹川	洋一	君
上下	水道	藤枝	泰文	君
市立	病院	打越	勝利	君
教育	次長	園部	孝男	君
消	防	橋本	泰享	君
会	計	中庭	要一	君
笠	間	飯村	茂	君
岩	間	海老沢	耕市	君
水	道	岡野	晃久	君
水	道	飯田	聡	君
財	政	石井	克佳	君
契	約	赤上	信	君
建	設	市村	勝巳	君
建	設	横手	誠	君
学	務	大月	弘之	君
教	育	渡部	明	君
指	導	金澤	彰	君
学	務	堀越	信一	君
学	務	小薬	進	君
ス	ポ	松田	輝雄	君
ス	ポ	金木	雄治	君
市	民	内桶	克之	君
市	民	中庭	聡	君
農	政	磯	祐一	君
農	政	柳原	克之	君

---

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 上 節 子
議 会 事 務 局 次 長	飛 田 信 一
次 長 補 佐	渡 辺 光 司
係 長	瀧 本 新 一

---

議 事 日 程 第 3 号

平成26年11月10日（月曜日）

午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時01分開議

開議の宣告

○議長（小園江一三君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局の職員の出席者は、お手元に配付した資料のとおりであります。

---

議事日程の報告

○議長（小園江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、19番大貫千尋君、20番大関久義君を指名いたします。

---

### 一般質問

○議長（小藺江一三君） 日程第2、一般質問を行います。一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式の中から選択制といたします。なお、質問は質問項目順に質問し、質問項目ごとに質問を完結した後、次の質問事項に入るようお願いいたします。

また、発言時間は一括質問・一括答弁方式につきましては、質問時間を30分以内とし、一問一答方式につきましては、質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

議員、執行部とも明快な質問、答弁に努めてくださることを求めます。

それでは、最初に13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

○13番（石松俊雄君） おはようございます。13番市政会の石松でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答式で一般質問をいたします。

まず、通告1問目の水道事業についてであります。

高度経済成長期の水需要の増加に伴い建設された全国の浄水場がまもなく更新時期を迎えようとしております。また、地震に備え、水道管路の耐震化も緊急の課題となっております。しかし、ほとんどの水道事業体で財源不足等の理由から更新が進んでいないのが現状でもあります。

厚生労働省は計画的な施設更新を行うためにアセットマネジメントによる管理運営をすように指導しておりますが、それらを行うためにも財源の確保が重要な課題となっております。この財源不足は少子化による人口の減少と、例えば水洗トイレは洗浄水量が約13リットル必要だったものが最近では4リットルで洗浄できるようになるなど、節水機器の普及や節水意識の向上による水道の使用水量減少によるもので、水道料金収入の減少がその原因であるといわれております。従って、財源確保のためには、場合によっては水道料金の値上げを考えざるを得ないかもしれませんし、施設の統廃合や施設規模の縮小の検討、スケールメリットを生かした広域化も選択の一つとなります。

そこで今回は水道事業の現状と今後の見通しと通告をさせていただいておりますが、事

業全般ではなく、財政の観点から笠間市の水道事業の現状と今後の見通しについて質問をさせていただきます。

まず、収益的収支について見てみますと、平成23年度決算は約3億9,500万円の黒字、24年度も約2億5,400万円の黒字であります。平成25年度決算は4,200万円ほどの赤字になっております。23年、24年に比べて他会計からの補助金、いわゆる高料金対策補助金の額が半分くらいに減っているのが大きな要因のようではありますが、その原因についてお尋ねいたします。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 13番石松議員のご質問にお答えいたします。

初めに、25年度の決算で純損失が出た原因ということでございますが、23年3月の東日本大震災、これの影響によりまして3月のメーター検針ができず、5月に検診となりました。そのため、平成22年度の有収水量が減となりまして、23年度の有収水量が増となりました。その結果、高料金対策補助金が24年度に大幅増収となり、25年度については大幅な減収となったことによるものでございます。

この高料金対策補助金の算定方法ですが、繰り出し基準の資本費と前々年度の資本費との差額に前々年度の年間有収数量を乗じて算出されます。これまでの状況でございますが、23年度1億2,580万、24年度1億5,840万、25年度は大幅に減りまして、5,490万という減少となりましたので、25年度の決算で2,960万円の純損失が発生するという事になった次第でございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 簡単に言いますと、地震の影響で請求の関係でなったということですから確認をさせていただきたいんですが、26年度予算は約1億1,000万の予算計上されていますけれども、これについては通常どおりに、今のままの見込みでいくと決算がされるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 有収水量は元に戻っておりますので、計画どおり25年度については予算どおり歳入を予定しております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） そうしますと、次にお尋ねしたいのは、高料金対策補助金の中身についてなんでございますが、これは地方交付税措置がされていると思っておりますけれども、交付税措置と自主財源の分に二つに分けられると思っておりますが、その内容について教えていただけないでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 高料金対策補助金、これは自然条件等によりまして経費が割高になるため、資本費が高額となります。料金水準が高くならざるを得ない水道事業

について繰り出される経費で、笠間市の場合、旧笠間地区が対象となっております。

今後の交付につきましては、地方交付税により考慮とされるものでありますから、合併算定替の措置と同じように合併後10年間、これは合併前と同じ扱い、旧笠間市ということで笠間地区について措置されるわけです。その後10年間たったその後5年間で段階的に減となりまして、15年経過後については笠間市全体での扱いとなりますので、繰り出し基準が満たされなくなりまして交付されないというような状況になってきます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 次の質問の答えを先にされてしまったんですけども、私がお尋ねしたのは、現状の高料金対策補助金の金額の中で交付税分が占める割合と笠間が自主的に出している金額が幾らなのかということをお尋ね申し上げたんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 交付金でどのぐらい入っているかということなんですけれども、水道事業といたしましては高料金対策補助金ということでいただいておりますので、比率については水道課のほうでは把握しておりません。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 答えていただきたいんですけども、把握してないということですからこれ以上お聞きしませんけれども、要するに、先ほどの部長の質問でいきますと、私が承知しておりますのは、この高料金対策補助金の繰り入れ基準というのは資本費が全国基準の2倍以上であるということと、給水原価が270円以上でなければならないというふうに私は承知をしているんですけども、そういう意味で言いますと、平成25年度の当市の給水原価は244.25円でございます。これは270円よりも下になりますね。これでなぜ高料金対策補助金が出るかという、先ほど部長の説明がありましたけれども、合併算定替で旧笠間市の水道事業に対して出ているということですから、旧笠間市の給水原価が270円以上になっている、あるいは資本費が27年度で言いますと、全国平均の場合は166円ですから、166円以上になっているというふうに理解するわけですね。そうすると、先ほどの部長の説明の中で言われているとおり、合併算定替が終わって、一本算定になった場合にこの高料金対策に関する地方交付税措置がされなくなってしまうということになるわけですね。そうすると26年度予算では1億1,000万ほど一般会計から高料金対策補助金として繰り入れをしているわけですけども、これが一本算定になった場合はどのようになるのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 今の石松議員から質問ありましたように、旧笠間地区で算定ということで高料金対策補助金をいただいております。旧笠間市ということで、資本費が大体229円から219円というような額でその差額分に対していただいているわけなんで

すけれども、市全体となりますと平成25年で140円ということになりますので、基準値の164円を下回っておりますので出ないということになります。

また、この高料金対策補助金なんですけれども、5年でだんだんと減らされていくということで、11年目が9割、12年目が7割、その後5割、3割、1割というふうになりまして、16年度からゼロ円というような状況になっております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） それは私が申し上げたから承知はしているんですよ。財源的に5年間かけて減っていきますよね。減っていくわけですよ。そうすると国からの交付税措置がなくなるから1億1,000万笠間市は自主財源で負担しなければならなくなるわけなんですけれども、そうなった場合に国からの補助金が減るのと同じように、一般会計から水道会計への補助金というのは減っていくんですか。それとも今までどおりに、今年度は1億1,000万ですけれども、その額は保証されるのでしょうか。そのことをお聞きしたいんです。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 高料金対策部分の補助金は減っていくというふうに解釈しております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） そうしますと、今後の収益的収支の見通しとしては、例えば給水収益、これが23年度14億9,300万円と承知しているんですが、これが25年度は14億8,200万くらいですから、さほど給水収益は減るようには私は感じていません。そうしますと、問題は今ほど質問しております高料金対策補助金の1億1,000万ですよね。これがなくなってしまふ、あるいは減らされてしまふというふうになったときに、今後の収益的収支の見通しというのはどのようになるのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 現在の状況で28年度からだんだん減っていくというような状況で、33年度にはゼロになるということになっております。このような状況を考えますと、現在策定中の財政計画、これの中で老朽施設の計画的な更新や事業の効率化や経費節減、さらには水道料金の見直し等を検討し、持続可能な水道事業の経営ができるように努力していきたいと考えています。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） ということは、まだ具体的な見通しが出ていないということで理解をしいいのでしょうか。これが今年度財政計画を立てられるから、そこで見通しが出るんだろうと思いますので、出ていなければこれ以上お聞きしませんけれども、ただ、私がどうしても気になりますのは、水戸が11%あるいは12%の大幅値上げをしなければならぬような状態に追い込まれております。これは20年、30年と値上げをしていなかったということが大きな要因になっているんですけれども、笠間市の水道会計の貸借対照表を

見ますと、未処分利益剰余金、いわゆる剰余金が23年度6億7,000万あったのが25年度決算では7億4,400万にふえておりますね。ということは剰余金が7億以上あるというふうに私は理解をしますから、これは水戸のように11%、10%、12%、こういう高額な料金の値上げというのにはあり得ないというふうに認識をしているんですが、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 剰余金の話なんですけれども、これ、すべて料金のほうに回すということではなくて、将来、管の更新もしくは浄水場の更新等に莫大な費用がかかってきますので、そのような費用にも回していきたいというふうに考えております。

また、先ほど値上げという話が出ましたけれども、うちのほうで財政計画の中で値上げということではなくて、料金改定ということで考えているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 料金改定ということは値上げも含まれるというふうに理解をするのでしょうか。とにかく市民の問題意識というのは、料金統一なのか、それとも要するに統一ではなく、全体的な水道料金の収入を上げるために統一をしながら値上げになっていくのか、ここが一番の関心どころなんですけれども、私はこの会計状況から見て値上げというのにはあり得ないなというふうに理解しているんですが、その辺についてどうなのかという意味でお聞きしているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 今の笠間市の料金体系、これがおととし岩間と友部が統一いたしました。それで今度、岩間・友部地区と笠間地区が大きな開きがあると。笠間地区が今現在、一般の家庭で基本料金2,100円、友部・岩間地区が1,725円というような状況になっておりますので、それらの統一ということで、どこのレベルにするか、それは今後の財政計画をつくっていく中で検討しながら審議会等でもんでいきたいというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） ということは、全体的な水道料金の収入を上げるということではないので、あくまでも料金の統一の改定をするというふうに私は理解をさせていただきたいと思います。

先ほどの部長の答弁の中で未処分利益剰余金については、全部水道料金、いわゆる収益的収支の中ではなくて、資本的収支のほうにも、設備更新のほうにも使うというふうに言われたわけなんですけれども、ここで次の質問に入るんですが、次の質問、①②③とございますが、大変申しわけないんですけれども、①と③が同じような趣旨でございますので、先に①と③の質問をさせていただきます。

今ほど部長がおっしゃいました剰余金を使う先ですね、水道施設の耐震調査及び施設整



備計画の策定は25年度で終了している、完了しているというふうに伺っておりますが、それらに基づいて、今後10年くらいで水道管あるいは施設、これらを維持していく、あるいは更新していくために、どれくらいの施設の更新が必要なのか、それに見合うどれくらいの財政が必要なのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 今後10年間で耐用年数を超える水道管や更新が必要な設備どれくらいあるのかと、費用がどれくらいかかるのかということだと思っておりますけれども、現在、水道管の耐用年数、これは40年を超えるもの、これが当市の場合141キロメートルあります。これの更新については、石綿管布設がえ完了後に計画的に進めていきたいというふうに考えているところです。

また、更新に必要な施設、設備ですが、浄水場、配水池のコンクリート構造物、これらについては耐用年数が60年とされていることから、この時期を迎えているものはまだありません。一番早いもので2035年になりますので、しかし、電気・機械設備、これらについては耐用年数を経過しても正常に作動しているものも多くありますので、これは運転に支障が生じないよう部品の調達や動作状況を確認しながら更新をしていきたいというふうに考えているところです。

今後10年間の費用のほうにつきましては、26年度から10年間で水道施設が約53億円、配水管が5億円というふうな見込みをしております。これはあくまで標準的な積算方法で算出しておりますので、実際の整備状況につきましては、時期、設計内容、これらが大きく変わりますので費用についても変動するものと思われれます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 55億円かかるということなんですけれども、先ほど私の質問の中でも申し上げましたが、厚生労働省のほうからはアセットマネジメントの手法を導入した施設更新計画を立てなさいというような指導があるんですけれども、そういう意味で言いますと、このアセットマネジメントという観点に立っての55億円の見込みというふうに理解してよろしいですか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長。

○上下水道部長（藤枝泰文君） これは去年つくりました計画で、そういう財政とか更新とか、そういうものを考えないで、ただこれだけやるのにこれだけかかるというようなことです。アセットマネジメント、これについては27年度に策定して、今後その後の基本計画等に結びつけていきたいというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） もう少し突っ込んでお尋ねしたいんですけれども、この施設整備の中で、特に石綿管の更新と鉛給水管の解消の現状についてなんです、財政計画はこれからだということ、あるいは耐震診断とか施設整備計画は何だかアセットマネジメント

がちゃんとそこに貫かれているかはよくわからないような、耐震診断をしたと。その結果、  
どういう施設整備が必要かというような計画が出たというふうに私は理解をさせていただ  
いたんですけれども、私ども議員に示されている水道の事業に対する計画というのは、笠  
間市の水道基本計画しかないんですね。この中には笠間市水道の18年プラン、平成20年か  
ら37年度18年間のプランが具体的に書かれているわけです。重点的に投資をする主要課題  
三つ提示をされています。一つが浄水処理の高度化、二つが鉛給水管の更新と、三つ目が  
石綿管の更新ですね。特にこの鉛給水管の更新なんですけれども、これが平成20年度から  
5年間で布設がえをやっていきますというふうには書かれているんですね。という  
ことは、20年度、25年度で終わってなければいけないんですが、決算委員会の中の説明に  
よりますと、25年末で鉛管は46%、残っているのが54%残っているんですかね、石綿管も  
55%ですね。約半分近く両方とも残っているんですが、これが水道18年プランの計画に対  
してこれだけにしかない要因というのは何なんでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 鉛管と石綿管の更新の状況ということですが、まず初め  
に、石綿管の更新の現状からお話ししたいと思います。

合併時の平成17年度末には石綿管の残存が24キロメートルありました。22年度に石綿管  
更新事業計画を策定しまして、平成33年度完了を目指して事業を現在進めているところ  
です。

進捗状況につきましては、今年度末で15.3キロ、約63%が完了見込みの状況です。鉛給  
水管につきましては、20年度に調査を実施しましたところ、3,462件が確認されております。  
21年度に鉛給水管解消計画を策定しまして、やはり33年度の完了を目指して工事を進めて  
いるところです。

現在の進捗状況としましては、今年度末に1,900件、約54%が完了するというふうに見込  
んでおります。石綿管更新につきましては計画どおり進捗しており、目標の33年度には完  
了する予定ですが、鉛給水管、これの解消につきましては補助金、起債等の制度がありま  
せんので、水道料金の営業費用から工事費を捻出しなければなりません。また、各家庭と  
の調整等も必要なことから、予定以上の期間を要しているところでございます。

今後につきましては、両事業とも計画期間内に完了し、安全安心な水道水の供給に務め  
てまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 決算委員会の中でもお聞きしたんですけれども、特にこの鉛管  
の解消事業については、お金が、財源がないということなんですけれども、私もよく存じ  
ているんですね。ただ、このままいってしまいますと、33年度目標だけこれだって危う  
いわけですね。やっぱり私はよその市町村の例を挙げて大変申しわけないんですけれど  
も、この鉛給水管については、資産化をして、そして起債事業としてきちんと鉛管解消事

業を立てている所があるんですね。私は、こういうふうにしていかない限り鉛給水管というのは解消しないだろうと思うんです。残っている所は南友部、あるいは旭町、それから鯉淵というふうに私は伺っております。

それからさらに台帳がない所もあって、この台帳がない所は配水管の工事をやったときに見つかっていて、どんどんまた、残りが1,975件とおっしゃいましたけれども、台帳がない所がふえていく可能性だってこれからあるわけですね。そういうわからない部分は別にしても、わかっている部分については、33年度を目標にされるのであれば、33年度までに具体的に解消事業化をしていくべきだろうというふうに思うんですが、こういう資産化をして起債事業にして解消していく、そういう事業化をするというお考えはないのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 給水管の場合、あくまで個人の資産ということが今基本的な考えとしております。

今、石松議員からありました資産化して起債を借りている所があるというような情報をいただきましたので、そちらのほうを勉強させていただきたいと思いますが、市の財産にするとか、そういうことは今現在ではまだ検討しておりません。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） それではこの質問はとりあえず置いておきまして、水道審議会に水道料金に関する改定内容について諮問がされています。申しわけないんですけど、これも諮問内容と、それから水道料金改定までの日程含めてご説明いただけないでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 審議会に諮問いたしました水道料金改定の内容でございますが、水道料金改定につきましては、平成25年4月に岩間地区、友部地区、先ほどお話ししましたけれども、これの統一を実施いたしました。笠間地区も含めた早期統一が望まれるということで、今回の諮問は笠間市水道事業の健全な運営の実施及び住民サービスの公平性を確保するため、水道料金の統一に向け、改定の料金水準と統一の手法についての意見を求めるものであります。

また、今後の計画なんですけれども、先月10月16日に第1回の審議会を開催しまして、今後も含めて5回の審議会を予定しております。平成27年度になりまして、7月には答申をいただくというような方向で予定を進めております。

答申の内容を踏まえまして、給水条例案の改正、案を作成しまして、27年3月定例会、これにおきましてご審議をお願いしたいと考えているところでございます。

また、住民に対しての十分な周知、これは行いながら28年4月に水道料金改定を予定しているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 私の認識は料金統一までに3段階踏むと。1段階目が終わりました。今度は2段階やって、さらに調整をして3段階目についてようやく統一ができるという、そういう認識でいたんですけれども、今回の諮問された内容では、28年度というのはもう最終的に統一料金としてきちんと確定をするという、つまり私の理解はスリーステップだったんですけれども、ツーステップでやってしまうよということなんですか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 基本計画では第1段階を平成24年、第2段階を平成27年、そして最終的に平成30年に統一というふうに計画書には載っております。東日本大震災の影響でこれが1年おくれまして、第1段階25年に実施いたしました。第2段階として27年が今度の28年ということで、今これを進めているわけなんですけれども、改定の影響、これが余りなければ、28年度に統一して終わりです。また、影響が大きいのであれば、二、三年の激変緩和措置をしながら実施して、30年ないし31年のほうに段階的に統一していきたいというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） ということはもう一回検討するというか、状況を見ながら検討するふうな余地があるというふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長。

○上下水道部長（藤枝泰文君） もう一回検討するというだけでなく、今回の改定でどうするか、それを28年度の改定で影響の激変緩和の措置を設けるかどうか、一緒に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） としますと、先ほども申し上げましたけれども、私ども議員に水道事業でわかる計画というのは水道事業基本計画しかないわけですね。それを見ますと、非常に人口の推計なんかは平成28年度8万2,000、37年度8万3,800という推計値が出ているんですね。大きく、もう数字がずれちゃっています。

それから計画を立てたときは三つの水道事業バラバラ、三つに分かれていましたね。統一の状態にはなっていませんでした。先ほどお聞きしましたら、震災の影響で料金統一についても1年ほどずれ込んでいる。それからスリーステップの考え方がツーステップなのか、2.5ステップというふうに言っているのかわかりませんが、若干この辺の考え方も変わってきている。それから私は、一番問題なのは、給水費用が旧岩間、旧友部に比べて、旧笠間は非常に高い、これはしょうがないんですよ。地形的な、自然的な条件がそういうふうになっているから、それは全体でスケールメリットで負担をしていく、そこの市民の皆さんのご理解をどれだけ得られるかということがこれからの大きな課題になるかと思うんですね。

それとあわせて、鉛管の解消状況を見ますと、残っているのはほとんど友部なんですね。

先ほど申し上げましたけれども、地名で言うと南友部とか旭町とか鯉淵とか、一度議会で取り上げていただいた大田町、松山団地の鉛管解消事業をやっていただいた経緯もあるんですけれども、これもスケールメリットということを考えてときに、メーターから自宅のほうは個人で直すべきものでしょうけれども、メーターから公道側、ここは資産化しても私は問題ないかというふうに思うんですね。先ほどの繰り返しになりますけれども、そういうものを資産化して鉛給水管解消事業というのもきちっと立てていって、これもスケールメリットを生かしていきますよ、笠間の給水費用がかかるのもスケールメリットを生かしていきますよ、改めて全体統一して全体的にどうなるのか、アセットマネジメントの考え方も含めた水道基本計画をきちっと見直す中で統一料金の問題も議論していくし、必要があれば値上げについても議論していく、そういう構え、そういう議論の仕方というのが私は必要だろうと思うんです。余りにも市民や私ども議員に対して水道事業計画の現状がわかる情報がなさ過ぎる、これではちょっとまずいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小園江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） いろいろな計画、鉛給水管の計画、石綿管の計画といろいろあるわけなんですけれども、実際、これらについては内部事務で計画を立てて実施するような状況で、余り議員さんのほうにも説明しておりません。

また、水道事業計画につきましては、平成19年度に策定されまして、これをもとにしていろいろあるわけなんですけれども、厚生労働省で25年3月に水道ビジョン、これを策定し、安全、強靱、持続の観点に留意することが示されております。

笠間市の水道事業におきましても、現在取り組んでおります整備計画と財政計画の策定を踏まえて、先ほど議員が申し上げたように水道事業の環境が大きく変化していると。そのような変化に対応するための新しい新水道ビジョンに沿った計画を29年度からこの新計画の策定に取り組んでいきたいというふうに考えております。その中でいろいろな給水管のほうも含めた事業計画ということも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小園江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） その統一は28年度示されるわけですよ。統一料金を示す根拠というのがそういう計画だとか、施設整備計画とか、そういうものがないとなかなか理解していただけないと思うんですよ。

私、先ほどから繰り返して申しわけないんですけれども、大きく自然環境の違いがあるんですよ、三つの中で。これをきちんと市民に理解して、私ども議員を含めてなんですけれども、理解していかないと、非常に市民が納得した上での料金の統一というのは不可能ではないかと思うんですね。これ、29年度では私は間に合わないと思います。この統一料金、料金改定と水道計画の見直しというのは同時に進めていくべき、そういう必要性があるんじゃないかと思うんですけれども、これについてもう一度お答えいただけないでし

ようか。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 審議会の審議におきましても、財政計画を踏まえながらということで、財政計画の中でどのような更新計画をすとかそういうことを検討していきますので、その中で審議会のほうで財政計画を含めて検討していきたいというふうを考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） あくまでも私は29年度ではなくて、水道基本計画の見直しを早めていただきたいということを申し上げまして、時間がなくなりますので、この質問については終わらせていただきたいと思います。

次に、通告2問目の入札制度に関する質問に移らせていただきます。

地方自治法第234条契約の締結の第1項には、売買、貸借、請負、その他の契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により締結するものとする。さらに第2項には、前項の指名競争入札、随意契約、またはせり売りは政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができるというふうに書かれています。つまり、この入札、契約というのは一般競争入札が原則であって、しかし、そうは言っても準備に多くの作業時間が必要だということとか、あるいは地域経済、地元事業者ですね、そういう影響等々を考えて指名競争入札や随意契約による入札もいいですよと、こういうように自治法には定められていうふうに私は理解をしております。

その理解の上に立ってなんですけれども、昨年12月議会の私の質問に対する財政課長の答弁の中で、笠間市の委託業務に関しては、委託業務は本来行政が担当すべき分野の事業を行政にはないすぐれた特性を持った第三者に委ねるという形態であるため、不特定多数の参加を募る一般競争入札よりも良質な業者を選定することができる指名競争入札を採用しているという、そういう答弁をいただいたわけです。これらのことを含めまして、委託業務に関する入札方法の選択基準といえますか、選ぶ基準ですね、こういうものを何か定めたものがあるんでしょうか。もしその定めがあるのであれば、その選択基準について教えていただきたいと存じます。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 13番石松議員のご質問にお答えいたします。

入札制度につきましては、まず地方自治法及び地方自治法施行令に定めてございます。市では、これら法令の規定に基づきまして、笠間市財務規則を定め、さらに入札に関する手続きや基準につきましては、笠間市建設工事等入札参加業者選考規程、笠間市条件付一般競争入札に関する事務取扱要領などを制定しているところでございます。

一般競争入札の基準といたしましては、笠間市条件付き一般競争入札に関する事務取扱要領第2条に、原則として1件につき予定価格が1,000万円以上の建設工事とすると定めて

おります。

委託業務につきましては、ただいま石松議員が述べられたとおりでございます。行政がみずから行うべき業務を行政にはないすぐれた特性を持った第三者に委ねるという性質であることから、原則として不特定多数の参加者を募る一般競争入札ではなく、信用や誠実さが確保される指名入札をしているところでございます。ただし、予定価格50万円未満の場合や、その性質または目的が競争入札には適しないものなど、地方自治法施行令第167条の2に該当する場合には随意契約としているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 指名競争入札を選択した場合、参加する指名業者というのはどうやって決まるのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 指名競争を選択した場合の指名業者の決定方法でございますけれども、入札案件の主管課長が建設工事競争入札参加資格者名簿に搭載されている者の中から入札金額に応じた業者数を選定します。次に、笠間市建設工事等入札参加業者選考規程に基づきまして、設計価格が300万円未満の場合には笠間市建設工事等入札参加業者選考委員会に付さないで、担当課が決定をいたします。300万円以上の場合には、担当課から選考委員会に推薦がなされ、選考委員会では業者の信用度、工事成績、手持ち工事の状況、地理的条件、技術的適性、社会的要因について留意し、指名業者を決定することになります。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 最初の指名業者を選ぶというのは所管の担当課のほうが選ぶということですね。さらに300万未満の場合は指名選考委員会にもかからないということになるわけですが、所管の担当課長が選ぶときの指名業者、例えば20社指名業者があった中から5社選ぶと、例えばの話ですよ、した場合に、この5社を選定するというのはその担当課長の意思でこの5社というのは選ばれるんですか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 担当課で選ぶ場合も、先ほど言いましたように業者の信用度とか工事成績、手持ち工事の状況等を勘案しまして選ぶことになりますけれども、担当課の選定した業者につきましては、300万未満は選考委員会で審議しない案件になりますけれども、各主管部長が適切に判断をいたしまして、さらにそれは選考委員会のほうに報告をしまして、選考委員会の審議案件ではございませんけれども、最終的に手持ちの状況とかそういうものを判断しているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） もう一度繰り返しますけれども、例えば20社あって、そこから5社ないし10社選びますよね。選考して10社選んだ分については、多分選考委員会に行く

んでしょうけれども、それが適しているかどうかということになるんでしょうけれども、20社あるうちから10社選定する、ここの選定課程というのは担当課長、担当課だけでやるんですか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） そのこの部分は担当課で選びます。それは先ほども申しましたように、手持ち工事の状況とか、そういうものを勘案しております。それにつきましては担当部長のほうに回ってきますので、担当部長のほうで今度は所管する各課の状況とかを判断しながら判断すると。それをまたさらに選考委員会のほうにはその件につきましては上げて、それで選考委員会のほうで客観的に判断するということになります。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） とりあえずこの質問はここで置いておいて、次の質問に移りたいんですけれども、先般の笠間学校給食センター排水処理施設汚泥運搬処理委託契約についてなんですけれども、これ自体は不調に終わったということで報告を聞いております。これ、2回分を計上していて、間に合わないから1回分にしたので、これは指名競争入札ということにはならなくて、担当課で選んだというふうにこの説明は伺っているんですけれども、この不調になった指名競争入札、それから所管の担当課で選んだ業者についてなんですけれども、いわゆる係争中の業者が指名をされています。これ、なんで指名されたんだというふうに私は全協の中でもお聞きをいたしました。副市長にご答弁いただいたんですけれども、いわゆる信用度、工事成績、手持ち工事の状況、当該工事にかかわる地理的条件、技術者の状況、当該工事についての技術的適正、その他の社会的要因、これ、規程に書かれていることなんですけれども、それから検討した場合、指名から外す理由がないので入れましたというふうに説明を受けたんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 入札に参加させる業者の指名につきましては、地方自治法の施行令第167条の11に指名競争入札の参加者の資格に定めがございます。その中で入札参加者の資格としまして、次の2点が定められております。一つ目は、一般競争入札の参加者、資格の準用としまして、破産者や故意に工事を粗雑にしたり不正の行為をした業者等は入札に参加できない旨の定めがございます。市と係争中の業者に関する定めは設けられておりません。二つ目に、同施行令第167条の11、第2項で、地方公共団体の長は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めなければならないという規定を受けまして、それに基づき、市では笠間市建設工事等入札参加業者選考規程を制定しております。この中にも係争中の業者に関する規定は設けてありません。このため、笠間市が入札参加業者を指名するに当たっては、市の選考規定に基づきまして、信用度、工事实績、手持ち工事の状況、地理的条件、技術的適性、社会的要因が満たされていれば、市と係争中であることを理由に指名をしないということではできません。以上でございます。



○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 外す理由がないから指名に入れたということなんですけれども、逆に言うと、指名しなかった場合の問題点、絶対指名しなければいけないという理由も私はないように感じるんですけれども、逆に指名しなかった場合、何かの法律に抵触することがあるのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長。

○総務部長（塩畑正志君） 指名をしなかった場合の問題点でございますけれども、指名をしなかったとしても法律に抵触するとはないと考えておりますけれども、入札の目的や参加資格要件、法の趣旨を踏まえれば、単に市と係争中であることをもって指名しないとするのは合理的ではないと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） そこは考え方の違いだと思うんですけれども、私は今回の業者の場合、一般廃棄物処理中間処理事業立ち入り調査したことに對して300万の損害賠償を求めているということですよ。これが証拠もないのに悪いことをしたというふうに市が言っているんだったら、それは証拠もないのに言っているのはおかしい、こういう訴えだったら私はわかるんですよ。ところが、立ち入り調査ただけでしょう。立ち入り調査ただけのことに對して損害賠償を訴える、これで訴えられてしまったら立ち入り調査できないじゃないですか。

これ、私の個人的な考えですけれども、余りにもちょっとひどんじゃないかなというふうに思うんですね。しかし、これは司法の場が上がっていますから、これは司法の場で結論は出されることなんでしょうけれども、ただ、市民の感覚からすれば、どうしてというのはやっぱりありますよ。私議員からもどうしてというのがやっぱりあるんですね。そういう思いを持って、私は笠間市の規程集を見たんです。見たら、やっぱり係争中のものについてという規定はどこにもありません。それから指名停止の措置要項の中にも裁判の係争中または判決が出た場合というのものもないんですね。

よその自治体の規程集を見ると、指名停止要項の中には裁判の係争中または判決が出た場合というのはあるんですよ。これがなぜ笠間市の場合はないのかということ、それからもう一つは、市民に対して「見える化」、いわゆる入札契約は透明性を持たせるために努力をしている市町村、私が手に持っているのは西東京市とか多摩市のやつを持っているんですけれども、これは条例や規程のほかに、指名基準とか指名業者、指名停止基準というのを市民にわかるようにきちんと条文化しています。こういうものをきちんとつくって、その中に裁判の係争中や判決が出た場合、どう対応するのかという規程を私は市としてもきちんと定めるべきだと思うんです。この定めがないから今回のような問題が起こると思うんですけれども、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 指名停止の措置要件の中に裁判の係争中または判決が出た場合ということがないということになっておりますけれども、これは平成13年に国土交通省より各省庁公団等の主要公共工事発注者から構成されます中央公共工事契約制度運用連絡協議会、中央公契連と申しますけれども、これが採択をいたしました工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公契連モデル、このモデルを参考にして適切に運用する旨の通達がございまして、市の笠間市建設工事請負業者指名停止等規程は、その中央公契連モデルをベースに制定しているところでございます。中央公契連モデルの指名停止の措置要件の中には、裁判の係争中または判決が出た場合等の要件はございませんので、市の規程で係争中であることを理由に指名停止するということは規程に盛り込んでいないところでございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 中央公契連のモデルを採用しているから規程に盛り込んでない、全然主体性がないですよ。国の言うことを聞くんだったら、さっきの水道事業なんかもきちんとアセットマネジメントやれと国が言っているわけですから、そういうのをちゃんとやっていただきたいですよ。こういうところだけ聞くというのはおかしいと思う。

国が言っている基準以上のことを市民は求めていますよね。情報公開を、契約だとか、そういうものに、入札だとか、これ、もっと透明化して行く必要があると思うんですよ。こういう透明化をしていく、市民との信頼をきちんと築いていくという問題意識を持った自治体は、先ほど言いましたように、指名基準だとか、指名停止基準というのをきちんと条文化して市民に対して公開しているわけです。中央公契連のモデルでもいいですけども、やるということはいいことですよ。市民と行政の信頼関係築くという意味では。協働のまちづくりもやっているわけですから、私はここは一步踏み込んで、いいことなんですから、そういうことを検討していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 副市長久須美 忍君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） ただいま石松議員から質問のあった点、指名停止の措置要件どのように扱うべきか、市の基準でその辺を盛り込んで公表すべきかという点でございませぬけれども、先ほど総務部長が申し上げましたように、指名停止の措置要件の基準をどう設けるか、これにつきましては、全く市の純然たる自由裁量に基づくものではないと認識しています。そういった自由裁量で市が定められるものではなくて、あくまで法律ないしは先ほど申しましたような国の中央公契連、これは国の各省庁、工事にかかわる各団体等で定められて決まった通知でございまして、そういったものに基づいてきちんと市の規則なり市要領等で定められるべきものと思っております。

我が国は法治国家であります。市民が市の事業に対しまして不平不満を持って裁判を起こすということは、これは当然法的に認められているものでございます。そういった業者

を入札制度から市に訴訟で訴えたことのみをもって外すというのは、いかがなものかと考えております。法律的には他事考慮とありますが、入札制度と直接関係のない考慮すべきでない事項を考慮して指名停止処分を判断するということはありませんし、そういうことも考えてございません。従いまして、市としましては、市の裁量をもって指名停止の措置要件として裁判の係争中または裁判が出た場合を規程に加えるということは考えてございません。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） そこは見解の相違だと思いますけれども、そのことを入れるかどうかは、そうは言っても、私が手持ちしているのは西東京市と多摩市を持っているんですけども、それが入っているわけですよ。法治国家の中の一つの自治体ですよ。そういう所がそれを入れているのはなぜなのか、調査研究をする必要はあると私は思うんですよ。そういうことも含めてどうなのかということは調査検討していただけないんですか。その上で今副市長が言われたような結論を出すのであれば私も納得できますけれども、ほかでできている自治体があるのに、それもやりません、これでは私は納得できないんですが、そういう調査研究ぐらいはやっていただけないんですか。

○議長（小藺江一三君） 副市長久須美 忍君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） 今石松議員がおっしゃった他自治体の事例、これは私どもも調査研究はさせていただきますが、私が現段階で認識している事例の状況としましては、例えば市が粗雑工事であるとか、契約不履行であるとか、そういったことをもって市側が裁判を提起した場合にその業者に対して入札から除外すると、そういうような規程の内容かと推測しております。業者のほうから市を訴えたことをもって、そのことをもって入札制度から外す、指名停止にするという規程ではないと理解しております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 中身は別にしましても、いわゆる指名基準だとか指名業者指名停止基準ですね、この基準については条文化して、中身は別ですよ、検討していただくんですから別にしても、条文化して市民に対して公開をきちんとしていただくということはどうなんですか。

○議長（小藺江一三君） 副市長久須美 忍君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） 市民に対してわかりやすい入札制度のあり方、公平性を保った入札制度のあり方、それをきちんと公表していくというのは当然のことだろうと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 当然のことであるのであれば、指名基準や指名業者指名停止基

準というのをきちんと公開していただくように進めていただきたいと思います。

時間がないので大変申しわけない、次に移らせていただきたいと思いますんですけども、総合評価落札方式についてなんです、これはちょうど1年前くらい前の質問だったかと思うんですが、ふやしていくというふうに言っていたけれども、実際に1件か、年間2件しかなかったと。なんでふやさないのかというと、通常の一般競争入札に比べて非常に日にちがかかるし、評価項目の設定だとか、そういうのを含めると非常に時間がかかって、東日本大震災の影響だとか経済対策の事業が繰り越しになっていて、とてもそういう意味でできなかったんだというふうに答弁をいただいたのを覚えております。

その答弁を得た後、全協の中のどなたかの議員さんの質問の中で、今年度は7件ぐらいにしていくということも総務部長のほうから言われているわけですけども、ここが7件ぐらいにふえた要因というのを一つお聞きしたいのと、大変申しわけない、時間がないので、もう一つのほうの入札等監視委員会の設置についての検討状況についてもどのようになっているのか、申しわけないですけども、二つ合わせてご答弁をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 今年度においてふやすことができました要因といたしましては、総合評価落札方式は品質の確保、談合防止、ダンピング防止等の効果がもたらされることから、市としましては本年度は積極的な取り組みを進めてまいりました。これまで通常一般競争入札と比べて入札までに時間がかかるなどの課題がございましたけれども、県が設定しております学識経験者の意見聴取のスケジュールと市の入札の執行日を調整するなどいたしまして、入札執行にかかわる時間短縮に努めたことによって手続きの改善がなされ、総合評価方式での入札を取り入れやすくなったことが件数が増加した要因であると考えております。

また、入札等監視委員会の設置の検討につきましては、検討に当たりまして他市を調査しましたところ、監視委員会のメリットとしましては、第三者の意見を聞くことで客観的な意見が取り入れられ、入札及び契約の公平性、透明性がより一層図られるようになったことや、入札に対する苦情が出た場合の処理も監視委員会の意見を聞きながら適切になされるようになったこと、入札制度のよりよい改善につながったことが確認されました。

その一方で、課題といたしましては、なかなか全ての入札案件まで時間的に見ることができないことや、監視委員会の構成員の問題、事務処理増が確認されました。

入札等監視委員会の設置につきましては、都道府県や政令指定都市においては設置が進んでおりますけれども、政令指定都市を除く市町村の設置率では全国で16.5%、昨年度お答えしましたように余り進んでいないのが状況でございます。

茨城県の設置市も少なく、8市という状況でございますけれども、今後も設置については他市町村の状況を調査しながら、さらに検討していきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） 県内8市あるわけですね。あれば、私は笠間市もできるんじゃないかなというふうに非常に思うわけですが、入札等監視委員会のメリットというのは第三者の意見、目が入るということで、私は市民と行政の信頼関係を築く、確立していくという意味では大きな役割を果たすと思うので、ぜひこれは進めていただきたいと思います。

それと合わせまして、先ほどの指名停止基準の問題等々含めて、議員と執行部の認識のずれも感じますし、あるいは市民の不信まではいかないでしょうけれども、なんでかなというそんな思いもあったりします。入札制度については、よりよいものにしていくために改革をしていくんだということも私の質問の答弁の中で示されていますので、この際、市民や事業者にわかりやすい入札制度に改善していくために、入札制度全般を見直す改善委員会等々をつくって、全面的に、抜本的にきちんと再検討してみる、そういう必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そういうお考えはお持ちではないでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 市といたしましても、市民や事業者にわかりやすい入札制度の改善をしていくために調査研究をしているところでございまして、本年の4月1日にも最低制限価格制度と低入札価格調査制度の一部改正を行ったところでございます。

入札制度改善推進委員会のようなものをつくって入札契約制度の改善の方向を検討してはどうかとの質問でございますけれども、入札制度の改善につきましては、国の制度改正などを踏まえながら、指名選考委員会でも十分検討を進めておりますので、新たな入札制度改善推進委員会の設置は考えてはおりません。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 石松君。

○13番（石松俊雄君） もう時間がないので答弁は求めませんが、そういう消極的な姿勢ではなくて、もっと積極的な姿勢で入札制度改革を進めていただきたいと思いません。

以上、意見を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小藺江一三君） 石松俊雄君の質問を終わります。

休憩をいたします。11時10分に再開いたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時11分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

先ほど、上下水道部長の答弁で一部訂正の申し入れがございましたので発言を許可いたします。上下水道部長藤枝泰文君。

○上下水道部長（藤枝泰文君） 先ほど、石松議員の答弁の中で、（3）水道事業基本計画

の水道料金改定の中の②平成28年度水道料金改定までの日程の中で、「平成27年3月定例会」と答弁いたしました。3月でなくて、「第3回定例会」というふうに訂正させていただきたく、お願い申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 次に、18番町田征久君の発言を許可いたします。

○18番（町田征久君） 18番町田です。先に通告しました6項目について一般質問いたします。一問一答方式でやりますので、よろしく申し上げます。

それでは最初に、県道石岡城里線について、進捗状況についてお尋ねします。

この件については18年前、私が岩間土地改良区事務局長のときには、水戸土木と地元住民による下安居バイパスの建設についての話し合いがなされました。その後の進捗状況をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 18番町田議員のご質問にお答えいたします。

県道石岡城里線のバイパス計画の進捗状況でございますけれども、当バイパスは茨城中央工業団地笠間地区への主要アクセス道路として、延長1,680メートルを幅員27メートルの都市計画道路の計画で平成9年に決定された路線でございます。

県では、茨城中央工業団地笠間地区の土地利用の動向や現道の交通量など見ながら、整備について検討をしていると伺っているところでございます。

本市では、本路線の整備促進を図るため、これまでも4市1町で構成いたします石岡城里線県道改修期成同盟会を通じまして、バイパスの整備はもとより、下安居地内の交差点改良について要望を行っているところでございます。これを受けまして、茨城県では平成25年度に現道交差点の調査測量を実施いたしまして、本年3月に計画案に基づきまして地元懇談会を開催したところでございます。

現在は事業用地の取得、交渉を県と連携して進めているところでございます。引き続きまして、現道の安全確保を含めた事業促進が図れますよう県に要望してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） 私はこの件についてはもう5回目に、岩間の町議会するときにもやりました。何回もやりまして、けさもあそこの道路の時間帯に行ってまいりました。あそこは本当にカーブがきつくて危険であり、また交通量が多いんです。私は岩間と茨城町線のバイパス、あれにくっつけるように前にも答弁したんですが、その件についてお願いします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまのご質問で、バイパス整備のほうで県道の茨城岩間線の旧道部分まで整備を含めてはどうかというご質問でございますけれども、これにつきましては、笠間市といたしましても、バイパスのほうにおきましては茨城岩間線まで

の延長を進めていただけるようには現在も要望はしているところでございます。その進捗に当たりましては、現段階では茨城中央工業団地の笠間地区の土地利用の動向や現道の交通量などを考慮してバイパスの事業の着手を検討しているところでございます。引き続き、継続的に現道の安全確保を含めまして事業の促進が図れますよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） とにかく相手が市道ではなく、県道ということでなかなか難しいでしょうが、今後も努力していただきたいと思います。

それでは2点目、県道南指原岩間停車場線について、これも何回も質問したんですが、友部、岩間、笠間が合併したら、県道南指原停車場線が早く開通するというあのときのお話でした。ところがその後の進捗状況をお願いしたいと。民有地はみんな了解してもらっているというお話を私は聞いています。ひとつ、お願いします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 県道南指原岩間停車場線の進捗状況についてのご質問でございますけれども、本路線は下郷地内の国道355号から吾国山の道祖神峠までの県道笠間つくば線に至る延長約7.7キロメートルの一般県道でございます。

この道路の整備状況でございますけれども、国道355号から岩間地区の長沢までの6.2キロは平成6年度に整備が完了しておりまして、ここからの道祖神峠に至る1.5キロメートルの国有林の区間が未整備の状況でございます。

この区間の用地取得の状況でございますけれども、平成18年度までに民有地は完了しておりまして、国有林の約2万平米がまだ未買収となっている状況でございます。

限られた財源の中で国道355号笠間バイパス、また上吉影岩間線の堅倉踏切の整備などを優先的に要望しているため、本路線の事業化は難しい状況でございます。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） これも県が相手ですが、行って見ましたか。355号からずっと長沢の入口まで。まあ、すごい道路です。ときどきあそこまで入っていつちやう車があるんですね。あそこまで行って、なんだこれと言ってUターンして帰るそうです。先ほども申しましたが、合併をすれば早く開通するという県の土木のだれかが言ったんだわな、合併はしたけれどもできないという状態で。あそこを開通すると非常に便利になるんです。あそこは前に砂利道るとき、私も車で行けたんですよ。今はもうほじくっちゃって本当に通行止め。何とか県に要望して一日も早くできますようお願いしたいと思います。以上で終わります。

3点目、教育施設の改善は私が一般質問するまでもなく、改善するのが教育委員会の仕事だと思います。最初に、そうですか、違いますと答えをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 教育施設の整備につきましてはもちろん議員さんおっしゃるとおり、学校施設、社会教育施設、すべてに対して適正な整備を行って、市の計画でございますけれども、あわせて適正に整備していくものと思っております。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） 一応了解を得たものですから強い質問になってもご了承をお願いしたいと思います。

では1点目、岩間中学校のグラウンドにある用具入れの屋根に穴が開いております。鉄棒は真っ赤、この一点についてお答えをいただきます。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 中学校の用具入れの屋根、鉄棒というお話でしたけれども、まず初めに、学校、特に学校の施設、設備備品等についての整備の流れといいますか、ご説明したいんですけれども、それぞれの学校において適正な管理を行うことは学校のほうで行うことになっています。施設等の不具合・不備があった場合には、学校ではその必要性なり優先度を検討して修理、更新、撤去等について判断して実施していくこととなります。学校の予算で対応できないものについては私たち教育委員会のほうの対応、そういう流れになっております。

ご質問の古い倉庫ですけれども、今年度北側に部室等を整備いたしました。その脇に倉庫も整備したところですが、解体撤去を予定しておったんですけれども、学校のほうから残しておいてほしいという要望がありまして、現在用具入れとして使用しております。ただ、若干雨漏りしている部分がありますので、それについては支障をきたさないように修繕をしていきたいと思っております。

次に、鉄棒でございますけれども、現在鉄棒は体育の授業等、学校で使用しておりません。老朽化、おっしゃるとおり進んでおります。使用する場合は全面的な改修、取りかえが必要かと思っておりますので、学校と協議して撤去ということで進めさせていただきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） 使用していないんですね。次長、今使用してないと言ったんですが、あそこで野球部の部員が筋力トレーニングのためにときどき使用するという事です。真っ赤ですよ、あれ。使用しないならしないで1日も早く撤去することですよ。いいですか、撤去する。それから倉庫のほうも撤去する予定と今言いましたね。撤去した後は簡単な用具入れをつくるんですか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 鉄棒については、以前スポーツテストの種目にもありましたし、体育の授業で使うというのがあったんですけれども、学校の指導内容がかわりまして、鉄棒の項目がなくなったということで学校では現在使用しておらないということで、野球



部のほうがトレーニングに使っているということは聞きましたけれども、そういったことで、撤去については現在そういう状況ですので、安全面に問題があると考えておりますので早急に撤去のほうを進めてまいります。

倉庫については、撤去する予定であったんですけども、学校のほうで残しておいていただきたいということなので、これから屋根等の修繕を行ってしばらくの間は残していききたいと。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） いいですか、撤去する予定でありますと言っていて、学校では残してくれと言う、矛盾と言うんですよ。いいですか、次長、きちっと答弁をするんですよ。撤去します。で、学校側では残してくれと言っているから、そのあいまいな答弁がおかしなやり取りになって、結局強い言葉で返すんですよ。はっきり言ってくださいよ。私は教育長に答弁をお願いしたんですが、まかりならんというわけで教育次長がかわりに答弁しているんですから、もう一回お願いします。はっきり、撤去するのか、しないのかですよ。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 先ほど申し上げましたとおり、学校との協議、調整といいますが、撤去はあくまでも予定でしたけれども、学校の希望で残しておいてということでしたので、現在は残す方向で修繕はしていきたいと思っております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） いいですか、残す方向という、残す方向ならきれいにさびを取って塗りかえてください。塗りかえてください。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 現在のおっしゃる倉庫が使用できるうちは最低限の修理で対応していきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） この点については私と全然意見があいませんで、次に移ります。

②番、バックネット及びその周辺の整備について。これ、梅の大木と言いましたが、きのう見ましたら桜の大木が2本張り出ています。また見たら、後ろのモッコクですね、整備についてお伺いします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） バックネットですけども、確かにさび等が浮いていたり、防球ネットが破れがございます。それについては修繕を行いたいと思っております。

また、グラウンド周辺に植栽してございます桜などの樹木なんですけれども、あそこは周辺の住民から土ぼこり等の苦情が以前ありまして、これらの飛散防止も兼ねております

ので、伐採ということはできませんけれども、剪定等を行い適正に管理をしていきたいと思いを。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） あの桜を伐採することができない。なぜできないんですか。不必要なものはいらぬんですよ。あそこはきれいに桜の木を伐採すると、ものすごく明るくなるんですね。それから後ろのモッコクをきれいに薄く刈り上げればいいんですよ。伐採できないのなら、中間から切れればいいんですよ。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 先ほども申し上げましたとおり、私は岩間の時代から10年近く教育委員会、学校教育をやっているんですけども、土ぼこりでかなり苦情が来ていた時期があるんですね。これは桜をまた伐採してしまうと、先ほども言いましたけれども、ある程度の飛散防止になるということもありますので、伐採については考えておりません。剪定等の管理は適正にやっていきたいと思いを。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） だから、伐採って、元から切れと言ってないですよ、私は。中間から切れと言うんですよ。あんた行って見てきた。見てきましたか。モッコクはぼうぼう、それから桜の木はこっちにせり出している。見てきたんですか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 見てまいりましたし、先ほど来、剪定を行うと申し上げております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） やるということですから。後ろのフェンス、なぜあそこが暗く感じるかといったら、右の西側が全部校舎は新しくなり、中間まではフェンスがきれいなフェンスになり、北側には立派な屋外のトイレができ、それができたおかげでこっち側が非常に暗く感じるんです。お願いしますね。

それでは、③番目、岩間第一小学校の低学年用のプールが、私も18年前議員になったときに初めて質問したんです。漏水があり、使用不能という答弁をいただきました。これで切ります。低学年のプールをどうするのか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 岩間第一小学校の低学年用プールでございますけれども、形がナマズの形をしていて、昔からナマズプールと呼ばれていたものですが、水深がかなり浅く、またしっぽのところが滑り台がついているわけで、現在の水泳の授業には適さないということで学校では現在は使用しておりませんので、今後もあのプールは使用する考えはございません。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） それでは、必要ないというよりも使用しないプールは撤去する考えはあるんですか。あそこ、草ぼうぼうですよ。プールの脇が草ぼうぼうで、プールってないからね。衛生上。お願いします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） プールの授業につきましては昨年度25メートルプールのほうを整備行っておりますので、そちらを使用します。ですから低学年用プールは立ち入りできないような形で安全策を講じる、また、草等の整備についても行っていきたいと思えます。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） だから私は撤去するのと言っているんですよ。もう18年間も草の中にプールが出ているんですよ。する、しない、それだけで結構です。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） いずれのプールも昭和40年代に建築されたプールなので、撤去というよりも、もし手を入れるとすれば全体的な整備が必要となってきますので、それまでは現状のまま撤去はいたしません。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） 何だか歯切れの悪い答弁をいただきましたが、それでは、岩間第一小学校、第二小学校の更衣室が使用不能の状態、さっきも言ったとおり、ずっとかぎがかかったまま。多分あの中にトイレもあるんだと思います。どういう処置をするのかお尋ねします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 岩間一小、二小のプールの更衣室、トイレということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、40年代に整備されたものでかなり老朽化しております。また、狭いということもございます。トイレについてはくみ取り式でございます。現在は使用しておりません。児童の着がえ等は各教室で行っておりますので、先ほど申し上げましたとおり根本的な全体的な整備の中で今後は検討していきたいと思えます。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） 教育次長、現在子どもたちは着かえをするのにどこでやっていきますか、わかりますか。更衣室がないからどこでやるんですか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 教室で行っております。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） 教室も空き教室でやるんだよね。空き教室で。それで先生はプールに入る前に必ずトイレに行くように指導するそうです。それで一小は体育館の後ろの

外便所もしくはこちらでやるという、だから私が言うのはとにかく環境が整った場所で、こう思うんですが、今後もずっと空き教室で更衣をするということですか。お尋ねします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 先ほど来申し上げましたとおり、くみ取りだったり、狭いということもございますので、プールの更衣室、トイレについては全体的な整備を行う際ということですので、現状のまま教室での着がえということをお願いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） わかりました。大変に明快な答弁ですね。

それでは、二小の街路灯の柱が錆びています。真っ赤です。それからブランコ、ジャングルジムは使用禁止となっていますが、ブランコ、ジャングルジムは直すそうです。それから玄関の入口左側に大きい遊具がございますが、これも使用禁止になっています。この遊具の件については。

○議長（小藺江一三君） 質問事項に入っていないんですが。

○18番（町田征久君） 質問事項に入っていないけど、後でそちらさんのほうにこれを質問しますと申してあります。申しましたよ。ここに字が書いてなくても、通告というより話ししてあるんですよ。

○議長（小藺江一三君） 町田君に申し上げます。通告制になっておりますので活字になってない場合は取り下げてください。町田征久君。

○18番（町田征久君） おかしいね、随分。

○議長（小藺江一三君） 答弁できますか。

○18番（町田征久君） お話ししたんですよ。

○議長（小藺江一三君） 答弁します。教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 木製の遊具なんですけれども、あれは平成元年、100周年事業か何かでつくった遊具で、PTAと地域の方が協力してつくっていただきました。ただ、電柱の再利用の遊具で、これまでも補強なり修理なりをしてきたんですけれども、現時点で腐食が激しくて今年度の安全点検で危険ということで現在使用禁止になっています。ですから腐食が激しいので撤去を考えております。電柱のさび等についてはこれからさびどめ等を施したいと思います。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） 教育次長、私が言っていることを聞いているんですか。私は電柱なんで一言も言ってないよ。街路灯と言っているんですよ。あそこの学校内に三つある街路灯を言っているんです。街路灯。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 電柱の話は議員が遊具のご質問をいただいたので、その説明で電柱と申し上げたと。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田議員に申し上げます。通告にないものも一応答弁はしましたが、前例になりますのでその辺にして質問を進めてください。町田征久君。

○18番（町田征久君） 続けます。（2）いじめについて。

最近、新聞報道により小学校内のいじめが頻繁に報道されております。このいじめの実態について、笠間市の小学校ではあるのか、ないのかお尋ねします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 市内小学校のいじめの実態についてお答えいたします。

毎年、学期に1回、市内小中学校に対していじめ認知調査を実施しており、平成25年度でございますけれども、小学校におけるいじめの認知件数は20件ございました。そのうち、18件は早期に解消し、残り2件も年度末までに解消してございます。

また、今年度の1学期の調査では、小学校でいじめを認知している件数が8件ありましたが、すべて解消してございます。以上、実態でございます。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） いじめの原因、家庭内のストレスと学校内におけるストレス、いろいろあると思うんですが、対策についてはどういう対策をしているのかお尋ねします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 対策ということでございますけれども、まず、昨年12月に「笠間市教育員会いじめ防止対策設置要項」ならびに「笠間市いじめ防止基本方針」を定めました。各小中学校におきましても、いじめ防止基本方針の策定といじめ防止対策委員会を設置して、学校全体でいじめに関する未然防止のための取り組み、早期発見するための工夫、発見した場合の早期対応、重大事態への対応について現在取り組んでおるところでございます。

また、いじめに対しましては、子どもの心の教育が非常に重要でございますので、今後とも自他の生命を尊重し、困難なことがあっても乗り越えられるしなやかな児童生徒の育成のため、笠間市自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」を使用した指導を継続してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） それではいいです。次に移ります。

4番目のスポーツ施設の改善について。まずその前に、笠間市体育協会には何部の部があるかお尋ねします。最初に。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 体育協会の登録部でございますけれども、27部でございます。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） それでは（1）柿橋グラウンドについて、柿橋グラウンドの左側に全天候型のテニスコートがあります。土日、まあ、すごい人ですね。子ども、大人、

第4のテニスブームといわれています。なかなか順番があってできないそうです。そこで、あそこの防風ネット、田んぼから吹き上がってくる風を防止するための防風ネットが破けております。これはお金かからないからすぐ直せるでしょう。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 柿橋グラウンドのテニスコートの防風ネットの質問でございますけれども、まず、現在柿橋グラウンドには4面テニスコートがございまして、利用人員は年間9,000人ということでございます。

ご質問の防風ネットにつきましては、テニスコートを囲む住宅側のフェンスに1.9メートルのネットが1段、水田側のフェンスに高さ1.9メートルのネットを1段から2段取りつけてございます。ご質問のとおり、10数年前に取りつけたものでございまして、老朽化等により破損している箇所が見受けられますので、修理、取りかえを実施していきたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） あそこ、友部のテニスコートは年間9,000人ですか。いやあ、すごいですね。私も年中あそこは土日ソフトのあれで行くんですが、役員をしているもので。そのためと言ってはなんです、岩間公民館、テニスコートが2面あったんですよ。いつの間にか草ぼうぼう。いいですか、草ぼうぼう。今友部に9,000人も利用者がいるということは岩間だっているんですよ。テニスコートがないから使わないだけで、この改善はする気があるのか、ないのか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 旧岩間公民館のテニスコートのご質問でございますけれども、あそこのテニスコートにつきましては、旧岩間町時代に公民館設備の一部ということで整備したものでございますけれども、土のコートであることや岩間工業団地のコートの整備などの理由によりまして、利用頻度が非常に低くなったということで、テニスコートからクロケー場に変更をしております。平成10年ごろだと思っておりますけれども、その後、クロケー競技も競技人口の減少によりまして現在は使用されていない状況でございます。

整備をするのかということでございますけれども、それぞれ笠間地区、岩間地区、友部地区にテニスコートがございまして、友部、岩間のテニスコートにつきましては、整備経過年数がかなりたっておりまして、岩間の工業団地のテニスコートもラバーの交換等を要しておりますので、こちらを優先させたいと思っておりますので、この公民館のテニスコートについては整備の計画は持っておりません。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） 合併して、笠間のテニスコートもすごい、6面かな、もう土日満タン。友部も9,000人利用者がいます。案の定工業団地にテニスコートがあるからそこを利用させていただく。まちうちから何キロありますか、あれ。工業団地まで。大変な距離で

すよ。自転車に子どもを乗せて、ラケットを持って、キーコキーコ行くの。これは非常に難しいです。だから笠間の総合グラウンドの脇にもきちっとあります。友部の柿橋グラウンドの脇にもあります。岩間の古い公民館グラウンドの脇にも2面あるんです。全天候型のテニスコートを2面つくと、どのぐらいお金がかかりますか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） それぞれの地区に1カ所ずつテニスコートが整備されておりますけれども、既存の施設の管理なり整備を行っていきたいと思いますので、先ほど申しましたとおり、岩間の旧公民館のテニスコートの整備は考えておりませんので、現在幾らぐらいかかるのかということも調べておりません。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） 全天候型のテニスコートでなく、あそこをきれいに草を取って、整備してローラーかければ幾らもかからないんですよ。その気もないんですか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 草等については現在スポーツ振興課のほうで実施しております。ただ、回数が少ないので、管理不行き届きだと言われる部分もあろうかと思っておりますけれども、今後雑草等については適正に管理をしていきたいと思います。

テニスコートの整備については、何回も繰り返すようでございますが、あそこに整備する計画、予定はありません。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） とにかく教育次長とは何回やっても同じ。前向きな、本当につくってやろう、そういう気が一つも見られません。前回のバードゴルフ場にしても、何でもだめと言わないでね、だから今回は新しい感覚の教育長に答弁を願ったんですが、だめだと。教育長、今のやり取りを見て一言いいですか。だめならだめでご意見を。初めての教育長の答弁ですから。

○議長（小藺江一三君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 答弁の機会を与您にいただきましてありがとうございます。

私も教育次長と同じ考えでおりますので、それでやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○18番（町田征久君） 当然ですよ。教育長が教育次長と同じ答弁じゃなく、違う答弁をしたら大変な騒ぎになります。それで結構なんですよ。

それでは次に移ります。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） 5点目、信号機の設置について。これは私も3回か4回、最後のときにはあそこの工場でお金でつくっていいんですかと言ったら、だめだという答弁で

したので、岩間工業団地内の、一つもないんですね。けさも行ってきました。信号機が一つもない。前には石岡の工業団地では大きい死亡事故が起きたら、すぐ信号機がつくんですね、今は。あそこで死亡事故は起きてないんです。小さい事故はちよくちよく起きています。それで通勤ラッシュのときばかりでなく、何でもない日中で起きているんです。私も通ってみたら両面どっちも同じ幅の道路です。どっちが優先かわかりません。信号機の設置、どういう状態になっているか、進捗状況をお尋ねします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 18番町田議員のご質問にお答えいたします。

これまで5回の質問をいただいております岩間工業団地内交差点の信号機設置についてでございますが、この交差点につきましては、これまでに市として交通事故防止の観点から、交差点に発光式中心びょうを設置し、さらに交差点警戒標識の下に「危険 横断者注意」の注意喚起の標識を設置しております。

また、交差点につきましては、毎年信号機の設置を笠間警察署へ要望書を提出しており、今年度も提出したところでございます。

市としては、毎年20カ所を超える場所へ設置要望しておりますが、平成24年度に1カ所、平成25年度も1カ所で、いずれも道路改良で交差点を整備した箇所への設置であり、今年度はまだ設置されておられません。

信号機の設置は、信号機設置の指針に基づき、交通量や交通事故の発生状況、子どもや高齢者の事故防止の観点など優先順位の高い箇所から設置されるため、この場所へ設置は難しいものと考えられます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） 結構です、その答弁で。実際に難しいそうです。私もあちこち調べてはみたんです。だけど難しいそうですから、道路の設置板をするだけでもいいと思います。また、今後も前向きでお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） 米価の下落について、市としての対策について。

米価の下落はいろいろな原因があるそうです。昨年の在庫がそっくり残っているそうです。少子高齢化、その他いろいろな条件により、60キロ玄米で農協買い上げ価格が9,100円という非常に安い価格であります。それで来年の飼料作付がふえると思うんですが、その対策にはどうしたらいいのかお尋ねします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 18番町田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、本年産米につきましては、買い入れ時の農協の仮渡金でコシヒカリ60キロ当たり9,000円前後と、昨年産米に比べ大幅に下落しております。

このような状況を踏まえ、市といたしましても、農家の所得確保に向けコスト削減や収



入の確保を図るため、農地の集積、担い手の育成、それから飼料米の生産など、水田活用の直接支払交付金の活用などの一層の推進をしてまいりたいと考えております。

中でも高い収入が見込める飼料米につきましては、来年度はさらに作付がふえるものと考えております。来年度の飼料米についてですが、まず、種の確保につきましては、県の農業再生協議会により県内で約1,400ヘクタール分の種子を確保しており、また、それでも不足する種子については、日本草地畜産種子協会において補完的に供給できるよう翌年1月ごろに再度取りまとめを行うといった2段階での種子確保の対応を予定しております。

また市では、需要先である畜産関係の農家や飼料会社を確保するほか、多種性専用品種に対する栽培研修会等の実施、さらには飼料米の取り扱い手数料、運搬費といった流通に対する市独自の助成についても継続を検討し、農家が安心して飼料米へ取り組んでいけるよう推進してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） みんな私の7町歩、20年前にブロックローテーションという形で減反政策に沿って立ち上げました。今その生産組合長をやっているんですが、どんどんそのときに一緒にブロックローテーションの減反政策に携わったご主人様が1人欠け、2人欠け、実際に大変な運営を強いられております。

私が心配するのは、委託して田んぼをつくってもらっている人たちですね。この前も課長とも話をしていました。この人たちが去年私のところにも来て、田んぼを返されちゃったからつくってくれよ、つくってくれよと言ったってもう十分にありますので結構です。それで4軒ばかり歩いたんですが、とうとう断られました。やっと1軒無理してお願いしてつくってもらったんですが、ことしは委託してつくってもらう人が、町田さんよ、おれ、今から行って全部小作米を払いながら、全部解約していくんだ。それを聞いたときに、これは来年は大変なことになると。それである農家の人が私の家に来て、どうしたらかって。よく聞いたら、草刈り機を買って、草刈り機をずっと年中やろうかねえ、そういう人ばかりはいない。田んぼの耕作放棄地が来年はものすごくふえるんじゃないかと思うんです。どうですか。これは農政課に聞いても、これはうまいお話は、答弁はできないと思うんですが、ざっくばらんなはらの内を明かしてもらいたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 米の価格の下落によりましてこれまで作付の委託等を受けておりました生産者に対しても大変大きな影響が出ているところでございます。国においても、平成24年から、「人・農地プラン」という地域の人たちが今後の水田等土地利用型農業の方針について話し合っ、だれが田んぼを担っていくのかというようなことについて積極的に話し合う機会を設け、その計画づくりを進めるということで取り組みを進めてきたところでございます。

本市においても、プランは作成されておりますけれども、なかなか現実的には話し合い

が積極的に行われているという状況にはございません。ことしのような状況を踏まえまして、今後ますます話し合う機会を市のほうとしてもつくっていくよう進めてまいりたいと考えております。

やはりだれが担うのか、そしてその方を地域でどう応援するのかという話し合いを進めていくということが大変必要と考えてございます。

○議長（小藺江一三君） 町田征久君。

○18番（町田征久君） これははっきり言って来年になってみなくちゃわからないことなんですよね。田んぼがあちこち田植えしないで、おやおやというような現象が起きるか、それともきれいに田んぼが整備されるか、来年の4月の田植えを見てみないとわからないということです。もし、来年そういう状態になったら、あ、町田議員が心配していたけど、そのとおりになったなということでは困るんです。ひとつ、よろしくお願いします。

私の一般質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） ここで休憩をいたします。午後1時に再開いたします。

休憩中に、議長の許可により鹿志村清一君の資料をお手元に配付しておきますので、よろしくお願いします。

午後零時07分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

22番柴沼 広君、9番野口 圓君が所用のため退席をしております。

7番鹿志村清一君の発言を許可いたします。

○7番（鹿志村清一君） 議席番号7番政研会の鹿志村清一でございます。ただいま小藺江議長より許可を得ましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問いたしたいと思っております。

まず、第1問目の通告といたしまして、犯罪被害者支援について、現在の取り組みについて伺いたいと思っております。笠間市の現在の取り組みについてお伺いいたします。

犯罪被害者支援について、犯罪被害に遭った被害者の置かれている状況と被害者支援の大切さへの理解の広報・啓発に務めるとして、毎年11月25日から12月1日の期間で国が定めた犯罪被害者週間がやってくるわけでございます。公益社団法人いばらき被害者支援センター主催で茨城県警察共催ということで11月21日水戸市の県合同庁舎において犯罪被害者支援の集いが開かれる予定でございます。被害者の声を聞き、支援を考えている、そういう状況でございます。

そこでお伺いいたしたいと思っております。公益社団法人いばらき被害者支援センターでは、被害者家族・遺族に対しての精神的支援やその他の各種活動をしております。社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者の被害回復軽減に努める目的で各種の支援事

業を行い取り組んでいるわけでございます。笠間市においてのこの支援事業に対する理解と取り組み状況について、まずはお伺いいたしたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 7番鹿志村議員のご質問にお答えいたします。

笠間市の犯罪被害者支援事業に対する取り組み状況でございますけれども、いばらき被害者支援センターへ毎年7万8,000円の負担金を支出しており、茨城県被害者支援連絡協議会や笠間地区被害者支援連絡協議会の会員幹事としてかかわっております。

また、笠間市生活安全に関する条例において、安全で安心できる住みよい地域社会の実現を図るため、地域の安全に対する意識啓発を実施することとしており、広報かさまやホームページなどでいばらき被害者支援センターの紹介や犯罪被害者週間にあわせた啓発などを行っております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま答弁にありました、笠間市は以前から全国の犯罪被害者支援法が平成19年に施行されて以来、笠間市の取り組みは県内でも担当職員を総会とかに送って、しっかり関心度が高いという評価を得ていることは、以前の私の犯罪被害者についての取り組みということについての質問の中で、そういうことは私も承知しております、ということ述べたと思っております。

そういう中で、いばらき犯罪被害者支援センターの総会での予算決算書を見ますと、平成24年度のいばらき被害者支援センターの受取補助金欄で受取市町村等負担収入というのが大体300万円となっております。そういう中での支援センターの事務局長さんのお話では、現状で人口1人当たり、各市町村で1円という形で犯罪被害者支援法に基づいた市町村の補助金としていただいているということで、笠間市は人口8万人弱ということで、7万8,000円ぐらいの支出をしているということだと思います。それを考えますと、全体的に見ますと、支援センターの活動というのが犯罪被害者に寄り添うという形で、警察等の協力等をする中での予算というものが、いろいろな国や県や市町村の補助金等ございますけれども、私はもう少しふやしてもいいんじゃないかなという思いがいたします。笠間市として過剰な支出をする必要はないと思うんですけれども、笠間市の取り組みとして人口から考えて7万8,000円というのはもう少し補助金を考えてみてはどうかということをお考えです。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） これにつきましては協議会の負担金ということで人口割ということでございますので、笠間市の場合は7万8,000円という妥当な金額だと思っております。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） 今答弁いただきまして、私としてはもう少し何か支援の仕方、

支出、補助金という中での支出の仕方もございますけれども、ほかに何かできないのかなという思いがいたしているところがございますけれども、あと1点聞きたいと思うんですけれども、茨城県の44市町村の中の60%には犯罪被害者支援室があるということでございます。またそういう中で、笠間城里地区で笠間支援地区連絡協議会というのをつくっていると思うんですけれども、それはどのような協議会の内容なのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君が着席をいたしました。

市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） まず、犯罪被害者支援室という名称が出てきましたけれども、このような室を設置している所はございません。茨城県で言っているのは、犯罪被害者の担当課、担当する窓口を明確にしてくださいということで、県の市町村犯罪被害者支援に関する意向調査結果によりますと、県内44市町村のうち、犯罪被害者支援の担当課を明確にしている市町村は35市町村で約8割となっております。ちなみに、笠間市の場合には市民活動課が担当課ということで窓口となっております。

笠間地区被害者支援連絡協議会についてでございますけれども、協議会は犯罪の被害者またはその遺族に対する支援活動を推進することを目的として設置されたものでございます。協議会の会長は笠間市長、副会長が城里町長、そのほか笠間市及び城里町関係課長並びに教育長、それから笠間市医師会長、笠間地区交通安全協会並びに母の会会長、城里町交通安全母の会連絡会会長、それから笠間高校、友部高校、桜ノ牧常北高校の各高校の校長で構成されております。

この協議会の主な事業は被害者支援に関する協力、共助、情報交換、調査、研究、広報、啓発に関することや被害者支援活動の効果的な推進に関するところでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） 私の一问一答方式での質問の誤りというか、私が取材したところで44市町村の60%に犯罪被害者支援の担当者がいるということで、多分支援室と聞き間違ってしまったという思いがするので訂正いたしたいと思っております。

今の答弁で大體笠間支援地区連絡協議会というものがどういう協議会なのかという構成がわかりました。そういう中で、犯罪被害者支援という、非常に今まで犯罪者の人権が守られていたというのが、犯罪被害者が被害に遭ってそのときから家計は苦しくなったり、被害に遭うことによって失業したりすることによって、本当に被害者の人権が守られているのかどうかという状況だったわけです。それが支援法ができて大きく変わってきているということでもありますけれども、あと1点質問いたしたいと思うんですけれども、これは行政のほうでもあるし、議会でもあるし、議員一人一人の考え方だと思うんですけれども、笠間市において犯罪被害者支援の条例というものを推進するということについて、全国の

犯罪被害者支援団体とか、いばらき犯罪被害者支援センター自体も各市町村での犯罪被害支援の条例の推進ということを行っているわけでございます。そういうことについてどういう受けとめ方をしておられるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 犯罪被害者支援の条例については事前通告には入っておりませんが、以前の議会でご質問をいただきまして検討するとお答えしたと思いますので、この場でお答えしたいと思います。

笠間市では、笠間市生活安全に関する条例において、安全で安心できる住みよい地域社会の実現を図るため、地域の安全に対する意識啓発を実施することとしておりますので、現在のところ条例化については検討しておりません。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） 犯罪被害者支援条例についてということは、被害者支援団体、全国各県にある支援センターなんかも推進するという方向でおりますので、これは議会とか議員とか議員提案とかいろいろな考え方があると思うので、この質問については現在の執行部では考えていないということをお答えいただきましたので、これで1問目について終わりたいと思います。

次に1問目の2点目です。いばらき犯罪被害者等早期支援団体、公益社団法人いばらき犯罪被害者支援センターの財政的支援のうち、支援自動販売機設置の推奨をしてはどうかということについて通告してあります。

その1点目として、以前にも支援活動要員の研究事業への理解と研修に係る費用負担について質問をいたしました。犯罪被害者支援センターの行う支援事業については、質問通告の配付されているものにも書いてあると思うんですけども、一つとして電話相談後の支援、2点目として警察からの情報提供による支援、3点目、犯罪被害者等に対する連携支援の実施に関する協定書に基づく連携会議で判定された場合に、本人要望を確認して支援を行うとなっております。茨城県市町村関係団体全国被害者支援ネットワークなど、茨城県警察と連携、支援協定に基づき被害者に寄り添う支援を地道に続けているということでございます。犯罪被害者支援センターの支援については、これは全く費用を負担いただかないで無料で行っていると、これは犯罪被害者支援センターの大きな役割ではないかと思えます。財政的には正会員、賛助会会費と県の補助金、市町村負担金、団体助成金、委託金、寄附金による税制優遇措置がある寄附金、また、募金箱設置による募金、寄附金付自動販売機の設置により、企業や法人の社会貢献の一環として、自動販売機設置による寄附金、これが支援自動販売機設置という内容の寄附金でございます。あと、養成講座受講料利子等で支えられているものでございます。

訂正いたします。先ほど、質問の中で「平成19年」と述べましたけれども、平成17年犯罪被害者等基本法施行以来、飛躍的に犯罪被害者支援が充実し進展してまいったわけでござ

ございます。財政的支援支出も充実し、ともだつて民間団体の役割も大きくなって、被害者支援センターの役割の充実と高い倫理観を持って支援を行う努力が必要との26年度総会での公益社団法人いばらき被害者支援センター富田理事長のあいさつもございました。

支援自販機については、配布資料にもあるように、設置先様が設置に当たり、仕様、販売価格、品揃え、手数料、寄附金額などを決め、利用者が購入することで自販機ベンダーから寄附金の支払いが自動的に行われるというものでございます。犯罪被害者への貢献支援について企業のイメージアップにつながるというものでございます。皆様のお手元に議長の許可を得て配付させていただきました資料がございます。それがその内容となっておりますので、後で熟読していただければと思います。

笠間市において、団体を支援し、被害者を支えるために被害者支援自動販売機設置の推進、笠間市自身がやるということではなくて、被害者支援の自動販売機の啓発活動、またそれによる販売機の設置によって犯罪被害者支援というものを推奨するという市の明確な姿勢を示してはいかがかということでお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 笠間市において被害者支援自動販売機の設置を進めてはどうかというご質問でございますけれども、被害者支援自動販売機は公益社団法人いばらき被害者支援センターが推進しているもので、自動販売機の売上げの一部が寄附として犯罪被害者支援に使われるものでございます。

昨年、民間交番あさひでの設置を検討しましたが、売上げの見込みが少ないことから設置は見送りとなりました。現在、自動販売機の支援協定を結んでいる会社は、コココーライーストジャパン株式会社、E X - サービス株式会社、水戸ヤクルト販売株式会社の3社であるため、まずは市の公共施設においてこの3社と契約している自動販売機について、被害者支援自動販売機への一部変更を検討してまいります。さらに、公共施設で新たに自動販売機を設置する際は被害者支援自動販売機の設置を検討してまいります。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） ただいまの答弁ありがとうございます。笠間市としては、支援自販機設置ということについては民間交番で設置できないかという取り組みを事前にしておられるようで、私が質問する以前から市の執行部としてしっかり取り組んでいる姿勢は見えている。しかし、数字的には本当に残念ながら数字が上がってないということで、努力目標として数字を上げていくということが必要ではないかと思っております。

私が聞いたところでは、支援自販機設置については、警察学校、特に警察関係機関において支援自販機の設置が推進されているというようなお話も聞いております。警察学校や行方市、龍ヶ崎市での公共施設設置での取り組みが見られるということでございます。水戸市では、現在仮設庁舎に1台、石岡市では仮設庁舎に1台、センターの話では県内で現

在38台というのが多分ことしの3月31日現在だったと思うんですけれども、現在70台設置予定ということでおるらしいということを知りました。数字的なことは多少間違いがあるかもしれませんが、目標としては今年度100台を目指したいというふうなお話もいただいております。ということで、支援自動販売機設置については、関心があって、これからどのように対応していくかということについて、犯罪被害者支援センターを支援していくという執行部の姿勢を伺うことができましたので、1問目の2点目については終わりにしたいと思います。

次に、1問目の3点目、NPOいばらき犯罪被害者支援センターでは、NPO全国被害者支援ネットワークと連携して「ホンデリング」、ホンデリングというのは本で輪という意味かと私は理解しているんですけれども、ホンデリングプロジェクトというものを推進しています。笠間市でも広く推進して貢献していくべきだと、これも被害者支援の財政を潤すという役割を果たすのではないかとということで連携してやっているものだという話を聞きました。

質問といたしまして、いばらき被害者支援センターでは、NPO全国被害者支援ネットワークと連携してホンデリングという市民が本を寄贈した売却代金から寄附として犯罪被害者支援活動に役立っている。そのシステムとしては皆さん一人一人が所有する本を株式会社B社といいたまいますか、これは特定されております、に売り渡し、引き渡して売却代金をNPO全国被害者ネットワークに本件物品を贈与が目的ではなく、全国被害者ネットワークが売却代金を授与するをもって寄附行為とするとなっております。ホンデリングというのが地域に普及することによって、犯罪被害者支援活動に理解が深まり、支援の輪が広まって被害者の安心した生活を取り戻すことに力を貸すことができるという話を聞きました。こういうホンデリングという内容について、非常に被害者支援の資金的援助ということにも役立つ、支援自動販売機設置と同じような役割を自分が持っている本を寄贈することによって力を貸すことができるということを知りました。それについて、笠間市としてどのような受けとめ方をしているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 市民が古本を認定NPO法人全国被害者支援ネットワークに寄贈しまして、その売却代金が犯罪被害者支援活動に使われるホンデリングプロジェクトを本市でも広く推奨して犯罪被害者支援に貢献していくべきとのお話でございますけれども、本市としましては、広報かさまやホームページなどでホンデリングプロジェクトを掲載し、市民に広く周知をしていくことで犯罪被害者支援活動への理解を深め、支援の輪を広げていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） ただいまの答弁、しっかり受けとめました。本当に笠間市は常磐大学の中にある犯罪被害者研究所、それに伴う全国的にも先駆けといわれる公益社団法

人いばらき犯罪被害者支援センターという活動に対して、笠間市は本当に地味な、派手な寄附行為をすとか、補助金を出すとか、そういうことではなくて、理解を今まで示しているとうことの評価は高いものだと私は関係者のお話を聞いております。ということで、この質問を終わりたいと思います。

続いて、通告の2問目に移りたいと思います。

防災におけるハザードマップの浸水危険地域への取り組みということで質問いたします。

先の台風18、19号被害や集中豪雨による涸沼川はんらんへの対策にお伺いしたいと思います。

1点目として、台風18号による涸沼川河川のはんらんや豪雨による防災について、9月議会で涸沼川沿いの市営住宅において、高齢者、障害者等への被災の危険が迫ったときのために避難方法や心構え対策をすべきだと質問をいたしました。その後居住者への対応はどのようにされたかお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまの質問の台風18号、19号のその後の居住者への対応でございますけれども、9月議会での市営住宅不動前住宅の防災関連のご質問に対しまして、台風や集中豪雨時には各団地のパトロールを実施すると回答をしたところでございます。

先日の台風18号の際には、職員及び市営住宅の管理を委託しております茨城県住宅管理センターで川沿いに立地しております団地を中心にパトロールを実施したところでございます。パトロールの結果、河川等のはんらんの可能性はありませんでしたが、今後河川のはんらん等が予想される場合には、避難所への誘導を考えてございます。また、高齢の入居者が多いことから、自主避難ができるか否かを個別調査や避難指示の伝達方法を市として対応を整理してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） 台風18号、19号という中で、私が9月議会で質問して間がない中で台風18号、19号が来たわけでございます。前回の定例会の質問で、避難体制の考え方、誘導について、居住者への管理策として責務を果たす意味からも対応整理を速やかに進めるべきであるということで今答弁をいただいたわけですが、また近いうちにハザードマップによる浸水想定地域など、18号、19号の涸沼川のはんらんによってよい教訓となったわけですが、またいつ近いうちに起こるかわからないというような、災害については予想ができないわけでございます。そういう中で、今の答弁としては、防災力強化総合計画後期計画で取り組んでいるのでありますから、対応を整理するというような答弁でございました。対応を整理することが本当に的確に実践するという、高齢者の避難誘導、また、緊急時の避難対策について、そこの居住者に理解する、ちゃんと対応をするのかどうかというのが行政の果たす責務だと思うんですけれども、対応整理という言葉では本当



に実践するのかどうかということまで言ってないんですけれども、これについてはいかがなんでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまのご質問でございますけれども、現地のほうを見ますと、やはりマニュアルどおりにいくとは限らないと思います。そういう中で現場の状況を見て判断しなければならないこともあると思います。今後につきましては、台風の接近や大雨等が予想される場合には、早期に警戒と注意喚起を行っていきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） よく理解できました。とにかくモラルをもって対応していただきたいと切に願いたいと思います。

次に、質問の2問目の2点目として、台風18、19号による農産物被災状況の報告があり、飯田ダムの洪水調節効果について、資料と説明が全員協議会など、また、いろいろな場所で市のほうの説明があったということでございます。飯田ダムの洪水調節機能の効果が発揮されてもなお、想定外の降雨量になれば、また繰り返される新たな災害の可能性があるわけでございます。

私は6月議会で、新潟県や兵庫県赤穂市、北海道深川市での田んぼダムへの取り組みを笠間市でも参考にして、関係諸団体、関係者へ取り組みを啓発してはどうかと質したところでございます。飯田ダムが洪水調節機能効果を発揮してもはらんしたこの台風18号、田んぼダムの効果と必要性について、どう執行部のほうでとらえているかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 7番鹿志村議員のご質問にお答えいたします。

笠間市において豪雨時に水田の保水機能を生かした田んぼダムについての必要性と効果についていかに考えるかということでございますが、今回の台風18号のような涸沼川のはらんする大雨の状況下では、既に水路があふれ、水田の多くが冠水してしまい、市内でも多くの農地や水路に被害が出ているという状況でした。これらのことから涸沼川のような中小河川では、増水するのも水が引くのも非常に短時間で急変するため、水田からの排水量の調整は時間的に難しいと思われまます。

本年6月定例会における一般質問で、鹿志村議員のご質問に対する答弁にもありましたように、田んぼダムを導入するに当たっては、受益者が下流域の住民であり、取り組みの負担者と受益者が必ずしも一致しないという中で、農家の同意、協力が不可欠なことや、流域の地形や勾配などが大きく影響するため、どこの地域でも効果があるとは限らないということなどから、現時点では笠間市において田んぼダムに取り組む状況にはないと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま執行部答弁で、現状的判断ということでお伺いいたしました。

次の3点目ですけれども、今後の涸沼川はんらん対策についてということ、どのように進めていくのかということについてお伺いいたしたいと思います。

飯田ダムから涸沼川下流の旧笠間市街地、吉原地区、宍戸地域でも18号の台風では非常に際どい状況のはんらんに近い状況になっていたということがあり、ハザードマップでもはんらんの可能性のある浸水地域が想定されているということは、現実的なハザードマップに示されているところでございます。そして先ほども申しましたけれども、今後飯田ダムの洪水調節機能の効果が発揮されても、想定外の降雨量になればまた何度も繰り返される新たな災害の可能性があるのでございます。今後の対策について、市はどのような考え方で進めていくのかお伺いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 涸沼川のはんらんについての今後の対応でございますけれども、涸沼川は友部地区のJR常磐線から笠間地区の国道50号までを河川改修の整備区間といたしまして順次河川整備を実施しているところでございます。

現在は茨城県でJR常磐線の上流部の河川改修工事や笠間大橋の下流の用水堰の施設工事が実施されているところでございます。このほか、今回の台風の被害箇所につきまして、コンクリートブロックなどによる災害復旧工事を計画しているところでございます。

笠間市といたしましては、涸沼川の定期的な土砂のしゅんせつや早急な河川改修事業を茨城県と連携し、促進してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村君。

○7番（鹿志村清一君） ただいま答弁いただきましたので、現状ではこれ以上いろいろな問題を想定しても意味がないことだと、意味がないという言い方は大変おかしいかもしれませんが、答弁としていただきましたのでこれで質問を終わりたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君の質問を終わります。

次に、横倉きん君の一般質問を許可いたします。

○17番（横倉きん君） 17番日本共産党の横倉きんです。通告に従い、一問一答方式で一般質問を行います。

まず、介護保険制度の改定について伺います。

安倍自公政権は平成26年6月の通常国会で、いわゆる医療・介護総合法の可決を強行しました。この法律は多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者の追い出しやさらに強化するなど、公的介護、医療保障を土台から掘り崩すものとなっています。そこで、この医療・介護総合法に基づいて出された「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」について伺います。ガイドライン案は現行の介護保険制度の介護サービス内

容と比べてどう変わるのか伺います。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 17番横倉議員のご質問にお答えします。

まず、ガイドライン案につきましては、ことし7月28日に厚生労働省が国の新しい介護予防日常生活支援総合事業の進め方として、市町村が介護保険事業計画を作成する際に参考とするため、介護保険法に基づく指針などの内容をまとめて発表したものです。

今までの計画の内容等の変更点としましては、地域資源の活用促進をして、現在市町村の任意事業となっています総合事業に介護予防給付サービスを組み合わせまして、多様なサービスに対応するというものでございます。

新たな計画につきましては、平成29年4月までにすべての市町村が実施するという事になっております。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん君。

○17番（横倉さん君） この多様なサービスということについて、いろいろな問題が出されております。まず、介護サービスを受けたいという窓口に行った場合のそこでの対応について、どのようにしているか伺いたいと思います。今度の改正案について、国は同案について、市町村の意見をまとめ、集めて今年度末までに成案を策定しようとしていますが、市はガイドライン案について意見を提出したか、あるいは提出をいつごろするか伺います。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） このガイドライン案につきましては、介護保険法に基づく厚生大臣が定める指針に従って市町村は計画をつくるということになりますが、この指針がまだ出されておられません。そのため国が時間的な制約もございますので、今考えているものをガイドラインとして示したということになります。

内容としましては、それに即して市町村は介護保険法で計画を定めなければならないことになっておりますので、順次策定に向かって、現在策定委員会を設けて協議を進めているところですので、そもそもガイドラインの案に意見を申し上げるという立場ではございませんし、ただ、ガイドラインは案ということですので、質問事項に対して国はそれに答えてもらえると、質疑応答のような形で現在進んでいるということでございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん君。

○17番（横倉さん君） 今ガイドラインは指針に基づいてやるということですが、国会などでもたびたび出されておりますガイドラインそのものはもう出ているわけですね。そのガイドラインの中身としましては、今介護保険、現行制度では介護を必要とする人たち、訴えがあった場合はまず要介護の認定を行う手続きとなっていますが、今度の改定のガイドラインでは、介護の認定申請のために市町村の窓口に行った場合、窓口に来た高齢者に対して、日用品の買い物をしていますかとか、階段を手すりや壁を伝わらずに上っている

かなどの25項目の基本チェックリストに答えさせてサービスを割り振り、認定を受けさせないことができるようになっていくんですね。それで窓口の職員は必ずしも専門職でなくてもよいとしています。ですからこういう点では、これがやられると介護認定をされなくてもいいということになりますので、一部、そういう人が生まれるということは、介護被保険者、受けられる人たち、保険料も払っているんですが、やはり要介護の認定を、介護保険の被保険者の受給権、受けられる権利が担保されなくなってしまう人が生まれるんではないかということで心配しているんですが、その点、どのように被保険者の受給権を担保するのか伺います。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） そもそも市としましては介護保険事業者ですので、市民の方の相談に応じた場合には、当然のように親身になって受け答えをさせていただいて、どのような階層に該当するのかという調査をしております。今回の改正後でも従前の内容と同じに、ご本人の内容に応じて適切に対応するということになっておりますので、25項目のチェックリストによって対象者をはじくということではなくて、あくまでも参考として25項目の調査票を活用するということですので、市民の方を除外するという、そもそもそういう制度ではございませんので、そういう対応をすることもございません。

○議長（小藺江一三君） 横倉きん君。

○17番（横倉きん君） 今高齢化社会になって費用の負担がかかるということで、盛んと効率化ということがいわれています。そういう点で、要介護認定ですね、窓口に来た場合、今はみんなちゃんと介護認定が受けられるんですが、窓口のところで判断して、窓口で受けた方が判断して、介護認定を回すか、これは別なボランティアさんや何かの介護予防的なことで済むのか、そこで振り分ける制度、そういうこともできるというふうにガイドラインではなっているかと思うんですが、その点、そういうことは市のほうではどのように認識されているのか、いないのかお伺いします。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） まず、議員のご質問の中にボランティア等ということが発言でありましたけれども、それはこれから今審議中の計画の中でどのようなサービスを提供していこうかという検討事項ですので、ボランティアの方々のサービスだけになるということではありませんし、また、振り分けということよりも、対応としては当然振り分けという意味ではなくて、適切なサービスを受給していただくための調査は適切に行っていくということでおります。

○議長（小藺江一三君） 横倉きん君。

○17番（横倉きん君） 適切なサービスと言葉ではいいわけですが、やはりこの認定の問題は専門家でも難しいといわれております。認知症の場合なんかでも。そういう点ではこの問題が物すごくこれからの介護の問題で大きなウエイトを占めているかと思うので、

ぜひ介護を受けられる人の立場に立って、ぜひ実施をお願いしたいと思います。

次に移っていきます。

介護認定を受けることができた人でも、要支援1、2の場合は今回介護保険から外して市町村の事業に移行するとしていますが、市としてはどのように考えているか伺います。専門的サービスに任せず、ボランティアなどによる多様なサービスに依存することは責任の所在が明確でなくなり、サービスの質の低下になるのではないかと思うのですが、どのようになるのでしょうか伺います。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 新しい総合事業につきましては、予防給付の見直しと合わせて、市町村が中心となりまして住民のニーズにあった事業を実施していくということになっております。通所及び訪問介護につきましては、基本的には今まで実施していた介護専門職によるサービスの実施が中心ということになります。現在介護サービスを利用されている方は引き続き必要なサービスを利用できると、状況に応じまして適切なサービスが受けられるように、また、地域に多様な通所の場を確保するというところで社会参加を推進してまいりたいと考えております。生活支援を受けることができるサービスの検討ということもあわせて行ってまいります。

ボランティア主体の事業をどのように実施するかということは先ほどのご質問でも申し上げましたが、まだ未定でございます。今後の検討の中で地域の住民活力を生かせる事業ということで検討しております。サービスの実施に際しましては、質の低下にならないようにということで、市において適正な事業所の運営基準などを設けまして監督等実施してまいります。

○議長（小藺江一三君） 横倉きん君。

○17番（横倉きん君） 次に、現在特養入所者の介護度の分布はどのようになっているのでしょうか。今回の改定では、特養ホーム入所を原則要介護3以上に限定する案となっておりますが、介護度の低い入所者の処遇はどうするのですか伺います。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 特別養護老人ホームの介護度の分布ということのご質問でよろしいですね。特別養護老人ホームの入所者の介護度合いでございますけれども、平成26年度8月時点ということでお答えいたしますと、入所者の中での割合では、要介護度1の方が3%、要介護度2の方が9%、要介護度3の方が20%、要介護度4の方が32%、要介護度5の方が36%となっております。それで要介護度1、2を合わせますと12%となっております。

○議長（小藺江一三君） 横倉きん君。

○17番（横倉きん君） これで要介護1、2の人が12%ということですが、今1、2の人でもどうしても特養に入らなければ生活ができないということで入所しているかと思

ますが、今後3以上になった場合の対応はどのようにされるのでしょうか伺います。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 現在介護度が低くて入所される方々については、制度改正平成27年4月以降も引き続き入所することが可能ということになっております。また、4月1日以降ですけれども、要介護度1、2の方がよくなってということがあるか知りませんが、それより多くの方が1、2になった場合でも、やむを得ない事情等によりまして、施設以外の生活が困難な場合には特例入所という要件に該当しまして入所が続けて認められるということになっております。

○議長（小藺江一三君） 横倉きん君。

○17番（横倉きん君） いろいろな事情で入所が認められるということですが、今度新たに要介護3以上という限定がつくわけですね。そうすると相談する前にもうはじかれてしまう、待機者にもなれなくなってしまふ、そういう懸念が十分伺われるわけです。今入居を希望していても待機者が多くて入れない状況ですと、そういう中でもっともっとういう人たちが事情があってもなかなか入れない状況が生まれるのではないかと思います。そういう点ではやはり入居3以上という限定は外すべきではないか、事情によっては認知症やなんかの場合は自宅で生活できないということもありますので、この問題についてはこれから外していただきたいと思います。ここで結論出るわけではないので、ぜひそういう意向を介護保険のほうに反映させていただければありがたいと思います。

次に、利用料の引き上げについて伺います。

負担増の対象となる内容はどうなっているのかということですが、要介護1、2の人で一定の所得のある人は、要支援1の人ですと4,970円が2倍ですから1万円近くなります。要支援2の人でも1万400円が2万からなります。一定の所得のある人ということに限定しておりますけれども、1万の人だったら2万、1万5,000円だったら3万になるわけですね。負担増になると介護サービスの利用が抑制する、今でもこれは所得があるということですが、年金生活1人280万、奥さんが収入が余りなければご夫婦でも280万、その中で税金から医療費、国保から全部払うわけですから決して裕福というわけではないと思うんですが、今度の2割になると大変な負担になると思うんです。介護サービスの利用が抑制されて、やはり本当に高齢者が大変になっていく、保険料は年金天引きされても使えなくなる、そういうのが一つあります。

それと上限が一応ありますね。今は3万7,000円ですが、今度新しい制度になると4万4,400円、そうすると介護度4とか5の人は倍といっても上限があるので1万3,800円とか8,500円で済みますけれども、1、2の人だと1万円とか1万9,000幾らとか、2万以上にも負担がふえてしまう。これは所得があるからといって、2割のサービス料を払うということは本当に大変で、介護度の高い人との不公平感もありますので、ぜひこれは撤回をしてほしいと思うんですね。国のほうに、実施する前にこれはやめてもらいたい、それで国

庫負担割合をふやすこと、高齢化社会ですし、安心して生活できるそういう保障をやっぱりつくっていかねばいけないと思うんです。その辺どのように考えておられるか伺います。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） まず、冒頭の介護保険のガイドラインの中でも申し上げましたように、2割の負担増ということにつきましても介護保険法の中で明確に提示されております。法規定ということです。それを実施する場合の所得制限につきましても、政令で定めるということで、そちらも告示されております。そちらの運用につきましても策定委員会の中でも提示しまして適正に運用するということですので笠間市の計画を進めてまいりたいと思いますが、一番冒頭でありましたように、介護度が低い方は利用されるサービスが当然のように少ないと。その中で1割、2割という負担、所得に応じた負担だどご理解いただきたいと思いますので、国の適正な法制度に従って笠間市も運用していくということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 横倉きん君。

○17番（横倉きん君） 法律で決まったと言われました。しかしね、1割の人は1万だ、今、平均的に介護保険を使うといっても、一般的には1万円が限度かなというのが、もっと使いたいけれども経済的に大変になるからということで利用度が、満額使っている人もいますけれども、使えない人も多くいるわけですよ。これは所得があるということで限定しておりますが、決して国会でもこの2割負担の場合のデータが全然でたらめで答弁不能になっていた問題です。そういう点で、低い人の消費生活で280万あっても60万ぐらい余裕があるんだということで国会でもさんざん出されましたけれども、それは根拠がないということになったんですが、通ってしまいました。こういう問題ではますます高齢化社会に対して高齢者はやっぱり大変になるのかなということで、これからの使用の問題で法令に従ってということではありますが、笠間としていろいろな適用を拡大できればありがたいと思います。

そういう点で、私は今ね、老人福祉法第2条では、基本理念として「老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとする」、そしてまた同じく、老人福祉法第4条では、「老人福祉の責務として、国及び地方公共団体は老人の社会福祉を増進する責務を有する」、国及び地方公共団体は老人の福祉に関係する施策に当たっては、やっぱりこの老人福祉法を大事にしていきたいと思えます。

次に移ります。市民の要望が多い生活道路の改善について伺います。

保護者にとっても関心が高く、要望も多く寄せられている通学路の安全対策について伺います。

過去5年間の児童生徒の交通事故の実態はどうなっているか、また、原因はどうなっ

いるか伺います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） まず、過去5年間の児童生徒の交通事故の実態と原因についてお答えしたいと思います。

交通事故の実態でございますけれども、笠間警察署の発表でございますけれども、市内の児童生徒の負傷者人数でございますが、年度別に申し上げますと、平成21年度が2名、平成22年度が28名、23年度18名、24年度34名、25年度が24名ございました。5年間の笠間市内の負傷者数の全体の3.5%に当たる106名が交通事故に遭ってございます。

事故の原因でございますけれども、もちろん自動車運転者の不注意でございますが、児童生徒に関しましては、飛び出したりはよそ見等が主な原因となっております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん君。

○17番（横倉さん君） いろいろな用件はわかりました。そういう中で、車道と歩道の分離の不完全な箇所が多く見られますが、その改善について伺います。一例を挙げますと、二ツ池ですね。付近の道路が、歩道があってすぐ途切れてしまう事例が見られますが、こういう箇所がほかにもあると思うんですが、事故があってからでは取り返しがつきませんので、そういう点でどのように考えているか伺います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 車道と歩道の分離の不完全な箇所ということでございますけれども、市内にはもちろん何箇所がございますが、これらについては担当部署と協議して順次改修を図っていききたいとは考えております。

また、ご質問の場所指定で二ツ池の脇ということですが、市道（友）1級7号線だと思っておりますけれども、これは（友）2級6号線が旭町地区へ開通したことに伴って車両がふえてございます。地元より友部小学校南側の交差点の安全確保に関する要望もございます。そのようなことから、今年度でございますが、測量設計及び用地の取得を計画して平成27年度の完了をめどに事業化を進めております。完了いたしますと二ツ池脇から友部小学校南側の区間に歩道がつながり、通学路の安全が確保されるのではないかと思います。

また、一部未整備区間がございますが、引き続き歩道の連続性を考えまして整備をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（小藺江一三君） 横倉さん君。

○17番（横倉さん君） ありがとうございます。点滅信号箇所ですね、普通信号にかえることについて伺います。

清浦歯科の交差点の進捗状況、前回の議会でも取り上げられたかと思いますが、進捗状況と宍戸橋手前交差点の危険というか、検討の状況について、手前交差点の点滅信号箇所を普通信号にかえる状況について、どのようになっているか伺います。



○議長（小園江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 清浦歯科医院脇の点滅信号につきましては、現在県道友部停車場線の整備事業の延長ですね、あの続きですけれども、計画されております。信号機の変更につきましては整備事業の整備状況によって要望をしていきたいと考えております。現在のままではとりあえず整備待ちということでご理解いただきたいと思います。

その下でございますけれども、点滅信号の普通信号への変更の要望につきましては、笠間警察署なり茨城県のほうの要望ということになりますので、それらの判断については最終的には県の公安委員会ということになりますが、実際に現場の状況なり通行量等を勘案しまして変更が必要とあれば要望をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（小園江一三君） 横倉きん君。

○17番（横倉きん君） 要望があればということですが、この宍戸橋の問題は橋そのものも老朽化しているわけですね。そういう中で県議会なんかでも橋のかけかえなども取り上げられてはいるんでしょうけれども、一向に進まない状況ではないかと思うんですが、危険な箇所ですので、今後の県への働きかけとか公安委員会ですね、そういう点でもっと強力な働きかけについては考えているのかどうか伺いたと思います。

○議長（小園江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 現状の道路のあの形態の中ではなかなか点滅から普通信号という形は難しいと思います。ですから道路整備を行えない状態であれば今のままでやむを得ないのかなと考えております。ですから安全対策ですけれども、現在も地元の方の立哨とか路面標示とか努力はしておりますけれども、とりあえずそういった形での対応ということでご理解いただければと思います。

○議長（小園江一三君） 横倉きん君。

○17番（横倉きん君） 次、カーブミラーの設置と改善について伺います。

これは例えばです。ほかにも何箇所かあるかと思いますが、旭ヶ丘団地の旭ヶ丘集会所の所にカーブミラーの設置ということで、右折とか見えないというあれが出ておりますので、そういうカーブミラー設置の改善はどのようになっているか。ほかのところの要望もあるかと思いますが、お伺いします。

○議長（小園江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） カーブミラーの設置につきましては、信号機のない交差点やラインのない見通しの悪いカーブなどに設置をさせていただきます。今後とも登下校中の児童生徒の安全を図るために関係部署と連携して必要箇所の設置については積極的に推進してまいります。以上です。

○議長（小園江一三君） 横倉きん君。

○17番（横倉きん君） 危険な箇所、それは子どもたちが日常通学しているので、子どもたちが一番はつきりわかるのかなということで、子ども達からの危険箇所、ヒヤッとし

たとか、ハツとした、そういう箇所を学校側に指摘してもらい、そこを見て改善を図ってはどうかと思うんですが、そういう取り組みをどのように考えているか伺います。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 通学路の交通安全対策につきましては、まず、平成24年度に通学路緊急合同点検を行っており、それに加えて学校やPTAの要望、またご質問のとおり学校の子どもたちの意見も取り入れながら危険箇所の改善をこれまでも図ってまいっております。今後も引き続き、さらに議員さんおっしゃるとおり子どもたちの意見も取り入れながら安全対策を行ってまいりたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 横倉きん君。

○17番（横倉きん君） 次、小学生高学年、自転車なども乗るのかと思いますけれども、反射たすきの着用を今どのようになっているのでしょうか。もしまだ使ってなければ、着用を求めたいと思うんですが、どういう検討をされているのでしょうか。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） もちろん通学用として使っている自転車につきましては、反射板、またヘルメットの着用は義務づけられておりますけれども、当然小学生が乗る自転車についても学校に指導の中ではヘルメット着用または反射板等を自転車につけるということは指導はしてございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉きん君。

○17番（横倉きん君） 次に、歩道の改善について伺います。

一つとして、歩道の維持管理基準はあるのかどうか伺います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまの歩道に維持管理基準でございますけれども、歩道に関して特段の維持管理基準はございません。

○議長（小藺江一三君） 横倉きん君。

○17番（横倉きん君） 街を歩いていて、歩道が狭い、でこぼこや傾斜がかなり強いわけですね。あと、車道と歩道間の傾斜もそうですし、側溝のふたの破損、隙間があるとか、がたつき、電柱等により歩行者や自転車、ベビーカー、車いすなどの通行しづらい箇所が多いことに気づきますが、改善する計画はあるかどうか伺います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 現在の歩道やU字溝が設置されていない所やふたのない所を優先的に工事を進めているところでございますが、舗装の劣化やU字溝の破損などにつきましては緊急性を考慮しまして順次補修に対応しております。車いすなどが通行しづらい所につきましては、今後の改修、整備の進捗にあわせて検討してまいりたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 横倉きん君。

○17番（横倉きん君） 子育てを支援することとか、やはり今高齢化社会ですので、そういう方の買い物でも自転車でも、健康づくり、買い物、公共施設の利用など、日常生活、高齢者の自立を阻害するような歩道の危険な箇所があったりということは改善していただきたいと思いますので、障害者施設とかそういうのも多い中で、車いすなどきちっと通れるような生活道路をぜひ早急に改善していただきたいという要望を含めて、以上で質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 横倉きん君の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後2時11分休憩

---

午後2時21分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

○11番（鈴木裕士君） 議席番号11番鈴木裕士です。通告に従い、一問一答方式で行います。本日の最後の質問者でありますけれども、私にとって笠間市議会における最後の質問となりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初は、農薬に関することであります。

最近健康志向から無農薬、減農薬が言われ、大分普及してまいりました。しかしながら、野菜や果物の一部は農薬なしには商品として収穫することは不可能に近いものがあります。そして農薬には虫を殺す、細菌を減少させる、草木を枯らすなどの種類がありまして、人体や他の生き物に対する影響度合いによって購入や取り扱いに相違が生じます。

私が問題にするのは、これら農薬や包装されている袋に、「使用後はあるいは残った物は適切に処理してください」という注意書きがあることでもあります。使い切ったものは瓶などの容器を洗ってから廃棄物として処分する、使い切ったものはですね、それはわかります。容器を洗った後の液体は希釈倍率が数千分の一か、それ以下になっていますので、下水に流すか、空き地に捨てることも可能かなと思っております。

しかしながら、農薬は普通は1,000倍から2,000倍に希釈して使用するのが一般的であります。使い残した農薬となれば少量であってもその効果、影響は大きなものがあり、下水に流すことや空き地等に捨てることは大変危険を伴いますので、実際処分に困っている方もたくさんいるのではないかと危惧いたしております。

そこで質問でありますけれども、このような使い残しの農薬についての適切な処理とは具体的にどのようなことを言っているのか、管轄外とは思いますが、可能でしたら答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 11番鈴木（裕）議員のご質問にお答えします。

農薬容器のラベルや注意書きには、使い残しの農薬は適正に処理してくださいと表示してあるが、適正な処理とはどのような方法かとのご質問ですが、使用後に農薬が残ってしまったら、容器を密封し専用の場所に保管こととなっておりますが、使用期限が過ぎたなどの使い残しの農薬をやむを得ず廃棄する場合の適正な処理については、平成17年度農林水産省通知、「平成17年農業生産の技術指導について」により、従来から農家やその他の事業者自身で許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託するよう指導されております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） そうしますと廃棄処理業者というのは具体的にどのような方を指すのでありましょか。答弁をお願いします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 廃棄物処理業者につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づきまして許可を受けております業者でございます。そうした業者を紹介する形で処理を行うことを指導してございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 実は、私も使い残しの農薬がありまして処分の仕方がわかりません。このことから先般、環境組合の方に伺いました。それに対する回答は、残った農薬は販売店に回収義務がありますとのことでしたので、昔から市内にある農薬の販売所に伺いました。そうすると環境組合から聞いたのと、ただいまの回答は違うということで、認識でいいわけですね。その結果は、大分昔に回収を実施したけれども、ここしばらくは実施していないと。実施するとしても、遠方にあるメーカーに回収をお願いすることになるとの回答でありました。遠方とは鹿島市や福島県にある事業者であります。大手の販売所でもありますので、ここが回収を行わなければ、他の販売所も実施してないと思っております。先ほどの回収業者との問題もありまして、これまでに行政として回収に関与したことがあるのでしょうか。例えば、いついつ、どういった業者が農薬を回収しますので、申してくださいというような回収に関与したことがあるのかどうか、その辺の回答をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 農薬の回収につきましては、行政が関与したことはあるのかとのご質問でございますが、本市において農薬散布での適正使用方法について広報等により周知してきておりますが、残農薬の回収につきましては直接関与したことはございません。

ただ、以前にありましたということでございましたが、農薬取締法において販売が禁止された場合等については、製造者もしくは販売者等で農薬を回収することになってございまして、県内においても過去にはそうしたことにより回収した事例がございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ただいまの回答から理解しますと、私は農業をやっている、農薬を使っている、だけれどもこういった作物をつくらなくなったからこの農薬は余っていますというような場合は回収は行われませんか。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） ただいまの農薬が残った場合の残農薬の処理につきましては、行政は本市においては関与したことはございません。また、販売店、メーカー等についても回収の義務はございません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） そうしますと、今の回答からいきますと、残した農薬、今後使わなくなったやつ、これはだれも処分のしようがないという理解になるんですけれども、それでよろしいですか。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 一番最初、適正な処理のところでご説明しましたとおり、適正な処理につきましては処理ができる廃棄物処理業者に処理を委託するという形で処理することになってございますので、市役所に相談があった際もそのように案内をして指導をしているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ある程度わかりました。完全に得心はいきませんですけれども、わかりました。そうしますと、こういった残った農薬、やはり行政としても残った農薬、結構持っていらっしゃる方がいるんじゃないかと思えます。私も親の代に使っていた農薬がまだ残っていると。表のラベルもほとんど読めなくなったというようなものがあります。私に限らず、そういった方は結構いらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、そうしますとやはり回収業者の方へ市のほうから要請して、農薬を特定の日回収をお願いしますという形の働きかけ、あるいは制度とまではいかないですけれども、そういった慣習の確立ということは行政としてもやるべきではないかと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） ただいまの行政としても回収にかかわっていくということでのご質問でございますが、基本的に農薬の適正処理につきましては、農薬を取り扱う農家及びその事業者が責任において行うということになってございます。

ただ、県においても、農薬の適正使用に関する助言者として一定の資質を有する農薬適正アドバイザーを育成して情報提供を行い、農薬の安全かつ適正な使用を推進しております。農薬の購入に当たっては、使い残しがないように計画的に購入することや、調整した農薬は圃場で使い切ることなど、正しい使用法を守ることが大切でありますので、市の行政としての役割は、まずは適正な処理方法を含めて適正な残農薬の処分方法について、広報

等により周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

また、体制につきましては、基本的には販売店でもございます農業団体等がございますので、そうした所にそういった取り組みについて働きかけてまいりたいと考えてございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 先ほど私が話ししました市内のある販売所というのは、ここで名前を出していいのかはばかられるんですけどもJAなんです。JAさんはそれこそ何十年も前から農薬の販売をやっています。だけど以前に回収を要請した文書、これも日付が入ってないでいつごろのものかわからない、それぐらい古いものです。なおかつ担当者が言うことにはしばらくやってないということなんですよね。適切に保管する、保管していても盗まれる可能性だってあります。あるいは間違っ持ち出される可能性もあります。こういったことから私は行政、メーカー、あるいは国、県辺り、これが一体となってこういった農薬の回収ということをやらなければ、何かの危ない事件も起こるんじゃないかなという気がいたしますので、今後検討材料としてお願いしたいと思います。以上で一つ目の質問を終わります。

次の質問は防犯カメラの設置についてであります。

ご承知のように、各地で凶悪な犯罪や誘拐事件が発生しております。これら事件の解決の糸口になる一つが防犯カメラではないでしょうか。同時に、防犯カメラが犯人割り出し、事件の早期解決に大きな役割を果たしていることから、犯罪抑止効果も大きなものがあると思っております。このようなこともあってかと思えますけれども、今年4日の茨城新聞によれば、守谷市では防犯カメラを100台設置する方針であるとの報道がなされました。私は守谷市の報道を見る前にこの質問を提出いたしましたので、守谷市のまねをなささいというわけではありませんのでお含みおきください。

笠間市内では、防犯カメラは友部駅や岩間駅が新しくなったときにそれぞれに市が設置したように記憶しております。一方、コンビニや大型ショッピングセンターなどは独自の事情から店内あるいは店の周囲に設置しているものと思われまます。

そこで質問でありますけれども、公設のもの及び商業用のものを合わせ、この笠間市内でどれくらいの数の防犯カメラが設置されているのか、何かデータがあれば答弁をお願いします。特に集計してなければ結構です。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 11番鈴木裕士議員のご質問にお答えします。

公設のもの、商業用のものを合わせて、市内にはどれくらいの数の防犯カメラが設置されているのかとのご質問でございますけれども、公設のものは駅の広場や駐車場、公民館、保育所などで施設管理を含めまして130台でありまして、商業用では1店舗当たりの数になりますけれども、コンビニで大体12台程度、それからスーパーで30台程度、金融機関で10

台程度としておりまして、そのほかホームセンター、あるいはガソリンスタンド、車の販売店など、いろいろな施設で設置してありますので、商業用の施設だけでも1,500台程度と予想されています。そういったことから市内には1,600台を超える防犯カメラが設置してあるものと推計されるところであります。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。思ったより多かったので安心いたしました。先ほど言いましたように、防犯カメラ、犯罪抑止効果、非常に大きいものと考えております。このように考えるのは私1人ではないと思っております。私は金融機関に勤めておりましたことから、防犯には相当気を使っており、今から20年以上前ですとカメラ2台と録画装置1セットでたしか100万円を超え、録画だけでも結構手間を要したことを覚えております。今はカメラの性能がよくなり、録画装置も格段に技術が進歩したものと思われませんが、カメラと録画装置それぞれ1台、それを街頭に設置したとすれば、おおよその金額はどのようになるものか、答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 防犯カメラを街頭に設置した場合、録画装置を含めた1セット当たりの総額はとのご質問でございますが、街灯で防犯カメラを設置する場合、電柱への設置ができないためポールを設置が必要となります。また、録画装置を保管するボックスの設置も必要なことから、カメラ自体は100万画素程度で約20万円ですけれども、ポール、あるいは録画装置、それからボックスの設置など、合わせまして金額は約80万円ぐらいになります。以上です。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。100セットやれば8,000万。1セット80万ということで、安い高いか、さまざまな見方があるかと思えます。事件が起きて被害者のことを考えれば、あるいは尊い人命が犠牲にならずに済むことを思えば安いものではないかと思えます。犯罪は起きてからではおそいのであります。犯罪を未然に防止する、犯罪を抑止する、これがこれからの安全安心なまちづくりにぜひとも必要な施策であり、加害者の減少、ひいては悪へ踏み込む防止に大きく貢献するものではないでしょうか。このような観点からもっときめ細やかに防犯カメラの設置をすべきと思いますが、執行部の考えにつき答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 犯罪の軽減と抑止の観点から計画的に防犯カメラを増設すべきとの執行部の意向はとのご質問でございますけれども、まず、市の施設等については、不特定多数の市民が多く出入りする新たに整備する施設、例えば地域交流センターや市立病院などについては設置を進めてまいります。

また、街頭につきましては、現在、犯罪や不審者情報などの整理を進めておりまして、

今後笠間警察署とも協議をして犯罪等の事案がある場所へ防犯カメラの設置を進めていく考えでございます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。以上で防犯カメラについての質問を終わらせていただきます。

それでは、最後の質問に移ります。

先般、9月の第3回定例会におきまして、私は笠間市に住んでいる学童の市外中学校への進学、市外居住学童の市内中学校への進学について質問をいたしました。答弁では、転出転入で大幅な純減、しかも市外の中学校への進学では公立への進学者も少なからずいるとのことでありました。その上、なぜ市外の中学校へ進学したのか調査も行ってないようなので、私にとっては大きな落胆でありました。そして驚いたことには、「市外の中学校へ進学するのは当事者の選択肢の一つであり、市内の中学校に魅力がないからとは思ってない」との答弁があったことであります。この答弁は教育次長からのものでしたですけれども、当然ながら市長とも打ち合わせしたものと判断しております。

そこで、新しく就任され、斬新で明晰な頭脳をお持ちと思え、小学校と中学校の勤務経験があり、笠間市の教育行政の最高責任者である教育長にお伺いいたします。事前通告をしておりますので、第3回定例会での質疑の内容は承知しているものと思いますから、他市の中学校へ進学することは選択肢の一つであり、市内中学校の教育に魅力がないとは思ってないという先の教育次長の答弁をどのように考えているのか。自分が中学校の校長先生で、自分の学校へ来ると思っていた生徒が大勢よその学校へ転出しちゃったと、こういったことを想定した上でどのように先ほどの以前の次長の答弁をどのように考えるのか、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 11番鈴木（裕）議員の質問にお答えいたします。

前回の答弁の折に、鈴木（裕）議員は、せめて義務教育は市内の学校でというような熱い思いを語られまして、そのことについて私も理解をしているところでございます。

私が校長であった折、教職員には公立には甘んじるなということ常々話ししておりました。公立だから生徒が来るということは当たり前のことではないと。そして生徒が通いたくなる学校、保護者が我が子を送りたくなる学校、そして地域が誇りに思う学校をつくらなければならない、それが魅力ある学校ですよというようなことでやってまいりました。多くの市内の中学校の校長もやはり同じような考えでやっておりまして、そして魅力ある学校づくりを進める中で少しでも多くの生徒に入学してほしい、そう思ってリーダーシップを発揮しているところでございます。

今度は教育長の立場として戻りまして、今の中学校の現状をお話しいたしますと、各学



校では学校評価のアンケートを取ってございます。その1学期のデータなんでもございますが、全中学校の調査で「学校が楽しい」と回答した生徒は88%でございます。「授業がよくわかる」と回答した生徒は84%でした。また、保護者についてのアンケートでは、「学校は楽しい所」と回答した保護者は90%、「特色ある取り組みが行われている」と回答した保護者は86%ございました。このように、生徒保護者ともに学校を肯定的にとらえている数が多いということから、魅力ある学校に向けて学校の努力はある程度成果があると認められるのではないかと考えております。

また一方で、課題があるのも確かで、先ほどのアンケートでも12%の生徒は「学校が余り楽しくない」と言っているわけですから、ここについてはこれから取り組んでいかなければなりません。主な理由としては「勉強がよくわからない」、学習状況ですね、それから「友達と人間関係が余りうまくいかない」、あるいは「部活動でいろいろ悩みがある」というような答えが多くありまして、そのことにつきましては各学校も理解しておりまして、その部分について改善できるように取り組んでいるところでございます。

さて、市内から市外への中学校へ通う生徒のことですが、第3回定例会でお答えしましたように、ほとんど私立中学校への入学が多いところでございます。その割合でございますが、笠間市内全中学生の3.5%でございます。ちなみに、茨城県では4.6%、全国では7.1%でございます。もちろん数を問題にしているわけではございませんで、あくまでもどの程度かという調べの中で出してみたことではありますけれども、ある程度の私立学校に対するニーズがあるということは認めざるを得ないところかなと思うところでございます。

私立中学校を希望する理由でございますが、小学校の先生に聞いたことによりますと、一番の理由はやはり大学進学でございます。大学進学を考えたときの学習面の有利さですね。ですから特に中高一貫校への進学希望が多いというようなことを聞きました。この辺が公立の学校の目指すところと私立の学校の目指すところの一つの違いかなと思ひまして、その部分において生徒や保護者が進路希望の一つとして私立中学校を選ぶということは、これはやはり尊重しなければならない点かなと思うところでございます。

しかしながら、初めにお話しましたように、せめて義務教育は市内の学校でという鈴木（裕）議員の思いはわかります。理解できることで、これからも各学校の公立だから生徒が来て当然という気持ちではなく、各学校が児童にとって行きたくてたまらない学校に、そして保護者にとっても児童を通わせたい学校に、そして地域にとって誇りと思える学校となるように、学校が頑張れるように、教育委員会としては支援していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） さすが、頭脳明晰な優秀な答弁でございまして、次に述べる言葉がなくなっちゃうんですけれども、用意してきましたから次の質問にいきます。

私がなぜこの問題を2度にわたって質問するのか、分野は違いますけれども、具体的な

例を挙げて話をしていきたいと思います。

さるやんごとなき尊いお方がA大学に入学するためにB大学をやめられたことがマスコミで報道されました。学校を移られた尊いお方にとっては、学校を移るということは選択肢の一つであるでしょう。しかし、B大学の理事や教授等の方々、あるいはOBの方はどう見るのか、考えたことがあるのでしょうか。落胆は大きいと思いますし、OBによっては我が校の恥と思う人もいるのではないかと思います。私たちの大学はそんなに魅力がない学校なのか、A大学よりも劣るのかと考えるのではないのでしょうか。

振り返ってこの問題をこの地域に当てはめてみたとき、尊いお方に該当するのは市外の中学校へ進学する学童であり、学童の立場から言えば、他市の中学校へ進学するのは選択肢の一つであるということは理解できます。そしてB大学の理事や教授の方々に該当するのは教育委員会や市内の中学校の先生方であります。この当事者であり教育に責任を持つべき方がなぜ選択肢の一つであると発言できるのか。当事者責任を放棄したような発言と私は判断いたします。

それから答弁の魅力がないと思ってないという部分でありますけれども、私も知り合いの中学が魅力が全くないとは思っていません。魅力に乏しいんじゃないかと思っているんです。魅力とは相対的といいますか、比較の問題でもあります。例えば走るより普通電車は速い。普通電車より新幹線のほうが速い。当たり前の話です。普通電車は速いと思っても、新幹線の速さと比べればはるかに遅く、乗っている人から見れば停まっているに等しいのであります。魅力というのはこれと同じだと思います。自分では魅力があると満足していても、周りにはもっともっと魅力がある学校がたくさんありますので、比較の上から言いますと魅力がないということになってしまう。それに気がつかないか、見て見ないふりをしているとしか思えません。

そして魅力の定義は何かという問題もありますが、別のわかりやすい角度から述べてみます。プロ野球では野茂英雄選手に始まって、鈴木イチロー選手や松井選手、最近では青木選手が海外で活躍しましたし、しております。それから日本で活躍しているテニスの錦織選手や音楽家、あるいは若手のバレエダンサーなどがどんどん海外へ進出しております。海外へ進出した理由は大きく分けて三つあると思います。その一つは自分の技量がどれだけ世界で通用するのかを確かめるため、二つ目は技術をより高めるため、そしてもう一つはプロの選手ですからお金のためではないでしょうか。そして日本のプロ野球を例にとつて言えば、日本で成功した超一流選手が海外へ流出する。これは選手個人にとってみれば、先ほど述べたように自分の技量が野球の本場でどれだけ通用するか、あるいは高額な報酬に魅せられるということかもしれません。本場アメリカ野球のほうが最高の場所で高額な報酬が得られるという大きな魅力があるからであります。

しかし、別な観点、1野球ファンから見れば、なぜアメリカへ行っちゃうのと。一流選手のプレーが見られない野球はつまらないと思わざるを得ません。その結果が日本のプロ

野球から面白味を欠き、つまり魅力に乏しく、熱狂的な観客もいますけれども、ファンの減少をもたらしているのであります。そして肝心のプロ野球機構は打つ手なしの状態であります。比較すれば日本の野球には魅力がないのです。

もう一つの例で挙げますと、女子プロゴルフ、ことしもたくさんの韓国選手が活躍しております。きのう行われました女子プロ競技でも韓国選手が優勝しました。たくさんの韓国選手が日本で戦う、なぜかわかるでしょうか。試合数と賞金総額を一昨年と比較してみますと、試合数は韓国国内22に対し、日本では35、賞金総額は韓国国内11億円に対し、日本は30億円、日本で頑張ったほうがはるかに稼げるからです。日本でプレーしたほうがお金を稼ぐチャンスがはるかに多く、1回の金額も多額なので、女子プロ選手にとってどちらにより魅力があるか、だれでもわかることかと思えます。

お金を稼ぐこととより充実した教育を受けることを一緒にするつもりはありませんけれども、これと同じことが今の笠間市の教育と思っています。違うでしょうか。児童生徒やその保護者から見れば、市内の中学教育に魅力がないから、ファンと同じ立場の市民から見れば、なぜ市外の中学校へ行くの、市内の中学校はつまらないからなのと思わざるを得ません。そしてプロ野球球団あるいはプロ野球機構に該当するのが今の笠間市行政であります。なんら打つ手がないから市内の学校に魅力がないと思っていない。他市の中学校へ行くのは選択肢の一つとされているという行政マンとして言い逃れに聞こえるような発言になるものと思っております。なぜ市外の中学校へ進学するのか、その理由を把握もしない、そして対象者は何人いるのか調査もしていない、いわんや流出への対策も講じてないで、どうしてあのような答弁が返ってくるのか不思議でなりません。あのような答弁では市外の中学校へ転出する方がますます増加するばかりと思えます。本来自分たちが責任を持って中学校まで修了させて送り出すことが行政マンとして当然の責務とは考えませんか。先ほどの教育長の考えにありましたように、確かにうなずけますけれども、今一度答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） それでは、お答えいたします。

やはり選択肢というのはどんどん広がっていくんだと思うんです。そのことはやはり認めていく必要があるかというふうにとらえております。これと学校の魅力というのは、私は別問題というふうに考えているところでございます。日本のよさはそういう選択肢のいろいろなところを認めていて、でも最後にはやはり自分のところに帰ってくるといいますか、郷土を愛する子どもたちをつくるのが大事だなどと思っておりますので、郷土教育の充実を図って市外に行った子どもたちもいずれ帰ってきて、笠間のために笠間を支える人になってくれることを願っております。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。ただいま答弁ありましたように、小学生の段階から郷土を愛するという教育を今以上に力を入れていただければと切望いたします。

次に移りますけれども、私の場合は教育の内容ということに関しては法律面も実務面も全くの素人ですので、これから先はやや現実離れをした質問になるかと思いますが、おつき合ってください。

9月の定例会における私の質問に対する答弁において、義務教育期間の教育内容は学校教育法によって余り特徴を持たせることができないとの答弁がありました。理解できます。一方、私学への進学については、別な環境を求め将来の進路を考えてとの答弁でありました。私学であっても学校教育法の縛りを受けるのではないのでしょうか。義務教育において、公立では制約を受けるけれども、私学では制約を受けないということはどのようなことが挙げられるのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 義務教育内容において、私立と公立学校でございますけれども、法的に違いということですが、私立学校は公の教育機関として国公立学校と変わりなく公教育の一翼を担っているところです。公立学校と同様に、憲法、教育基本法、及び学校教育法が適用され、設置基準も公立、私立変わるものではございません。

しかしながら、私立学校は公立と異なり、私人の寄附財産等によって設立され、その運営も自主的に行われるという性格を持っており、その運営に当たっては私立学校法が適用されます。私立学校法は私立学校の自主性、公共性の確保とその健全な発達を図ることを目的としておりまして、国公立学校と同じ公教育機関としての共通性を持ちながら、運営や教育について一定の自主性を発揮しやすいという特性を持っております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） また幼稚な質問をいたしますですけれども、私立学校教育法が適用される、当然ですね。それぞれの学校によって、私立の学校、特徴が確かにあると思います。ただ、中学校までの段階ですと数も多くないですから、今のところはっきりした特徴は制服ぐらいしか見当たらないんですけれども、私立でできて、公立だからできないというのは具体的にはどういったことがあるのか、もしわかれば答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 公立でできないことといたしますと、一番は宗教教育であります。あと、通学区域の制約が私立のほうにはございません。あと、設備備品等ですが、公立学校については市の公費でということになります。私立のほうは通っている保護者の方から徴収することができますので、その辺は充実しているかなと思います。私立になりますと県の管轄になるんですけれども、県の指導部門が若干制約されていて、この辺は指導しなくていいよという部分がありますので、その点自主性についてはもちろん公立学校

よりはある程度幅広くとられていると思います。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。次の質問にまいります。

今、体操や水泳、それにゴルフ、こういった面で若年層の活躍が目立っております。これは幼少のときから経験を積ませることもあるでしょうが、それ以前に幼い柔軟な体のそれぞれの運動特性を染み込ませることによるものと思っております。先般報道されました18歳でシカゴ大学の博士号を取得した矢野祥さんのような人は別にして、より高度の教育を求める学童がいれば、市内の中学校に1クラスぐらい特別学級を設けて、それに応じたレベルの教育をすればよいと思いますけれども、それはどうしてできないのか答弁をお願いいたします。

○議長（小園江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 公立学校につきましては、ある程度平準化した教育ということになっておりますので、1クラスであっても、余りそういうふうな議員おっしゃるような特化したような、もちろんカリキュラム編成も別になりますので、ある程度学習指導要領を逸脱するような形になりますので、なかなか公立学校では難しいかなと思います。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 今教育特区ということが盛んに言われておりまして、英語に特徴を持たせるところが大分多くなっているようであります。そのほかでもいろいろな特区制度を利用してさまざまな形の学校ができるといいますか、つくっていると。こういった教育特区をつくって数学を、英語を、あるいは芸術をというレベルをアップした教育というのはできないですか。

○議長（小園江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 特区の許可を受けて、議員さんおっしゃるとおり英語教育とか推進するという方法もございます。それはもちろん可能ではございますけれども、現在笠間市としては、学習綱領ですか、重点施策として学力向上のほうも図っており、来年から英語教育を取り入れるとかそういった部分に力を入れようとしておりますので、そういったふうに特区で英語教育なり何なりをするという予定は今のところはございません。

○議長（小園江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） 今の答弁の様子からいくと、やる気がないよというようなことに十分とれるような感じがいたします。教育特区というのも非常にインパクトを与えるといいですか、起爆剤を付与するという意味からいきますと、非常に大きな意味があるんじゃないかと思っておりますので、この科目とは言いませぬけれどもぜひ検討していただければと思っております。

○議長（小園江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） やる気がないというわけではなくて、足りなかった部分がご

ございますけれども、現在先ほど言ったとおり、学力向上ということで去年から学習支援講師とか、AETの自己採用とかいろいろやっています。来年からは特区まではいかないんですけれども、英語教育、小学校の教科化をにらんで英語教育に力を入れる予定でございます。現在その特殊なプログラムを作成中で、そういった形で取り組みたいということなので、議員言われるような特区としてではないんですけれども、笠間市としてはそちらに力を入れていきたいということでございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） わかりました。失礼いたしました。質問を続けます。

笠間市内にはたくさんのゴルフ場があり、ゴルフの環境は最高で、人気はまだまだ先が長いと思います。廃校になる学校を使うなどして小中学生レベルを対象に、部活をゴルフだけに絞って、実績のある監督やコーチを招聘してゴルフプロの選手、コースキーパー、キャディ、あるいはゴルフショップ経営、クラブづくり、こういった学ぶ学校などは考えても楽しいんじゃないかと思えますけれども、いかがでございましょうか。

それに、市内の中学校で1校ぐらいサッカーに注力して、市内外から有望選手をスカウトするなり、あるいは将来のプロ選手を育てるような部活を設けてもよいのではないのでしょうか。

特徴を持たせ、魅力を持たせることによって、子どもが笠間市に集まります。子どもが集まることによって親も笠間市に移住することが考えられます。笠間市に移住していただければ、笠間市の人口減少を食いとめることができます。そのように思いませんか。先のゴルフの学校を含めて答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 教育特区制度の許可を受けてできることといたしますと、学校法人以外、株式会社とかNPO法人でございましてけれども、それらによる学校の設置、運営のように、また市独自の社会人等の教員の採用、授業を英語でやるといった、学習指導要領によらない多彩なカリキュラム編成をすることができることなどが挙げられます。ですから、特区の許可を受けて、議員おっしゃるとおり、サッカーであれ、ゴルフであれ、そういった特別なカリキュラムを組んで、また部活動に導入してということは可能ではございますけれども、先ほど来申し上げますとおり、笠間の目指すところ、教育の重点目標として目指すところは学力向上のほうで力を入れていきたいと思っておりますので、特区の許可というまでは進めませんが、そういったことで何年かやっていますので、来年度以降もさらに充実させて、特に英語でということ今現在計画しております。ですからなかなか議員に言われたようなスポーツ関係は現在のところ考えてはございません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） あと二、三年先を楽しみに待っております。それまで私が生き

ているかどうかはわかりませんが、ぜひ優秀な、周りから注目される笠間市の小学校、中学校、これが実現されることを望んでおります。

質問を続けます。

これまで学校の統廃合について議論されてきて、来年度からはいよいよ統廃合が実施されます。私は関係者が議論して結論を出すに至ったからには、統廃合についてあえて異論は申し上げませんでした。ただ、私の経験を踏まえて言わせていただき、質問をいたします。

私は街の中心部から3キロメートル以上離れている所で生まれ育ちました。このため、小学校4年生までは分教場での生活で1学年が30名に満たない状態でありましたが、友達づき合いを深め、自然の中で育ったことにより人間的には大変恵まれた時期を過ごしたのと思っております。

少人数での弊害としては、同じ環境の中で生活していたことから刺激が少なかったことぐらいではないでしょうか。このようなことから、自然の中で少人数による人間性豊かな教育を目指して、全国から学童を募り廃校を再利用することも考えるべきと思いますけれども、教育長の考えをお持ちでしたらお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 教育次長園部孝男君。

○教育次長（園部孝男君） 本市では、平成25年4月に笠間市立小中学校適正配置実施計画というものを策定してございます。その中で、子どもたちの望ましい教育環境としてそれなりの適正な学校規模を示してございます。その成果として、クラスがえができることにより学習環境の活性化、コミュニケーション能力の醸成、そして将来的に少人数学級による行き届いた学習指導の充実などを図って、公平な学習環境の構築を目指しているというのが今の状態でございます。

ご質問にありましたとおり、少人数での学校ということは、設置運営は可能ではございますけれども、笠間市としてはそういった計画なり、よりよい学習環境としての規模、計画、それを明示してございますので、現在のところ特別に少人数の学校をつくって、また運営していくという考えは持ってはございません。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君。

○11番（鈴木裕士君） ありがとうございます。以上で質問を終わりますが、これまで何度か申し上げましたように、私のスタンスは常識への挑戦であります。これまでの質問、提案は常識からかけ離れた部分があり、法令を順守する立場である執行部の皆さんからは拒絶される部分が多いのが実情でありました。しかし、考えを飛躍させなければ発展はなく、町は萎縮してしまいます。職員の皆さんも、それから議員を続ける皆様も頭脳を柔軟に活用してよりよい笠間市をつくり上げていただくことを切望いたします。そして老兵の心意気は市民の皆さんと一緒に生きてまいります。長期間ありがとうございました。ごきげんよう。

○議長（小藺江一三君） 鈴木裕士君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は明11日午前10時から開きますので、時間厳守の上ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署名議員 大 貫 千 尋

署名議員 大 関 久 義